

# 「労山山岳事故対策基金」 担当者マニュアル



日本勤労者山岳連盟  
労山山岳事故対策基金運営委員会

2024 年 11 月版

# も く じ

---

## ■ 労山基金の理念と特徴

- ・ 遭対基金の設立と運営理念 ..... 1
- ・ 加入者、事故者、死亡者、交付金、寄付金の推移 ..... 2

## ■ 労山基金の概要 ..... 5

- ・ 交付の事例やトラブルを防ぐQ & A ..... 8
- ・ 労山基金規定 ..... 1 5
- ・ 配布用リーフレット  
    労山山岳事故対策基金制度のご案内（個人） ..... 2 2

## ■ 労山基金の取り扱い実務

- ・ 労山会員登録申請 ..... 2 4
- ・ 会員登録修正・訂正・移籍・会員証再発行 ..... 2 9
- ・ 退会 ..... 3 0

## ■ 労山基金担当者の実務

- ・ 基金の有効期間と期限月・新規加入申請 ..... 3 1
- ・ 増し口・所属会移籍申請 ..... 3 2
- ・ 基金継続手続き・基金寄付金の精算 ..... 3 3

## ■ 交付の申請について

- ・ 万一事故が起きたら ..... 4 1
- ・ 事故一報 見本 ..... 4 3
- ・ 交付申請書 見本 ..... 4 5
- ・ 入通院証明書 見本 ..... 4 6
- ・ 人工壁の事故確認書 見本 ..... 4 7
- ・ 海外登山届について ..... 4 8
- ・ 基金担当者変更届 ..... 4 9

---

## 巻末資料

---

事務局へのアクセス・連絡先

## ■「労山基金」の理念と特徴

2024 年 11 月版

### 1. 遭対基金の設立と運営理念

#### ◆歴史

- 1971 年 「関東ブロック遭難対策基金」加入者 200 名足らずで発足した。  
年間払込額 500 円、傷害補償給付 60 倍からスタート。
- 1974 年 「労山遭難対策基金（略称 遭対基金）」が全国一律の制度として発足した。
- 2006 年 保険業法改定により「自主共済」も保険会社の運営方式が求められ、すべての  
山岳保険は法令「保険業法」の遵守を求められ、金融庁監督の許認可事項となる。
- 2009 年 保険業法の適用外を明確にするために前払い「共済」方式から後払い「寄付金」  
方式へ制度変更。これに伴い「新特別基金」を発足させ 2014 年と 2015 年に規定の  
条文内容を整備した。
- 2018 年 「労山山岳事故対策基金（略称 労山基金）」と名称を変更し、細則・内規の改定。
- 2019 年 「労山基金制度検討委員会」が発足、魅力ある制度とするためココヘリとの連携を  
深めることに。ココヘリ加入者は 1,000 倍の救助搜索を交付、救援者費用も手厚く。
- 2022 年 交付内容の拡大（入院 2 日・通院 1 日から交付、救助搜索費用の上限額アップ）。

#### ◆「労山基金」の理念と補償内容

- ① 山岳遭難・事故による費用負担の軽減を目的として設立した労山の加盟団体（会・クラブ）  
のための「助け合い事業（遭難防止対策）」が「労山基金」である。保険業法の適用を受  
けない共済方式で運営し、i 救助搜索費用、ii 死亡見舞金、iii 入院・通院費用の補填を  
主に補償しているのが特徴。

※山岳保険は一般的に①死亡・後遺症 ②入院・通院・手術の補償 ③携行品

④賠償責任 ⑤救援者・搜索の補償が提供されている。

- ② 「助け合い事業（遭難防止対策） — 遭難事故を防ぐための安全対策の追求 —  
会の安全管理・山行管理、安全教育 → 山行計画書提出の義務化（規程）。  
遭難・事故防止の予算として（安全対策基金）上限 1,500 万円を地方連盟に補助。  
（雪崩講習会、地方連盟登山学校、救助隊交流会、講習会への補助、講師派遣制度）

#### ◆山岳保険と違う労山基金の運営

- ・会の性格や山のグレーディングに関係なく、会の「山行管理」努力に対する一律補償型。
- ・山岳保険は、難易度や登攀などのランク度に応じて保険料を設定。基金は査定士をおかず  
運営委員がボランティアで運営し会員へできるだけ還元することに努めている。
- ・30 日超過の事故報告や無届け山行の対象外とする規定や細則に基づく公平的な運営。

#### ◆「労山基金」の最大のメリット

- ★山岳保険よりも安価で有利な補償（入通院補償、救助搜索補償、海外登山・トレッ  
キングの補償は山岳業界でナンバーワン）
- ★会員 7 割を占めるハイキング層への特典制度（一定条件のもと 3 倍補償）あり。

#### ◆保険業法範疇外での運用の制約

- ★ 労山活動と一体不可分の運営（対象は会員限定）なので、基金の広告宣伝は控える。
- ★ 会員と労山基金の母体に債権債務の関係を生じさせない運営が求められる。
- ★ 労山基金は山岳保険と異なり利潤などの収益性を目的としない運営が求められる。

## 2. 加入者、事故者、交付金、寄付金の推移（2001～2023 年）

#### ◆加入者

1974 年に「労山遭難対策基金」発足し、1989 年に加入者 1 万人。2001 年をピークに減少、2011 年に 2 万人を割り、（会員数の減に伴い）2014 年に戻したが減少傾向が続いている。

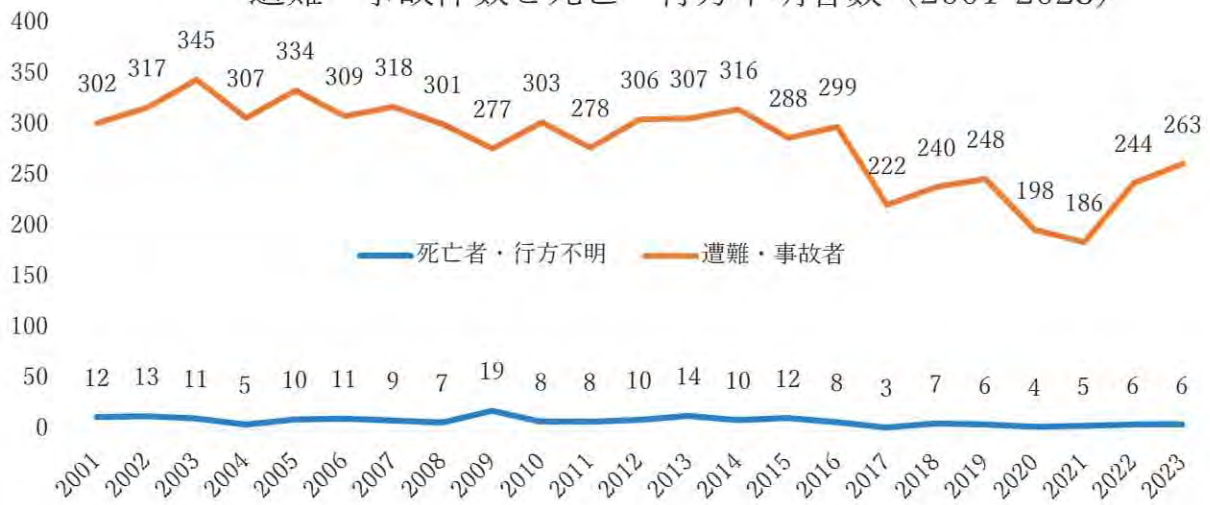


#### ◆事故者

1995 年の遭難事故者は 136 人であったが、2003 年には加入者の増加に伴い、345 人と 2.5 倍になる。2003 年以降は上下しながら事故一報の件数は 300 件前後で高止まりしていたが、最近では 300 件を切る。2023 年の交付件数は 263 件である。

死亡者：下図のグラフの通り（2009 年に 19 人の死亡者があり、遭対部が非常事態宣言を出した。2012～2015 年は 2 桁台が続いたが、2016 年からようやく 1 桁になった。

遭難・事故件数と死亡・行方不明者数（2001-2023）



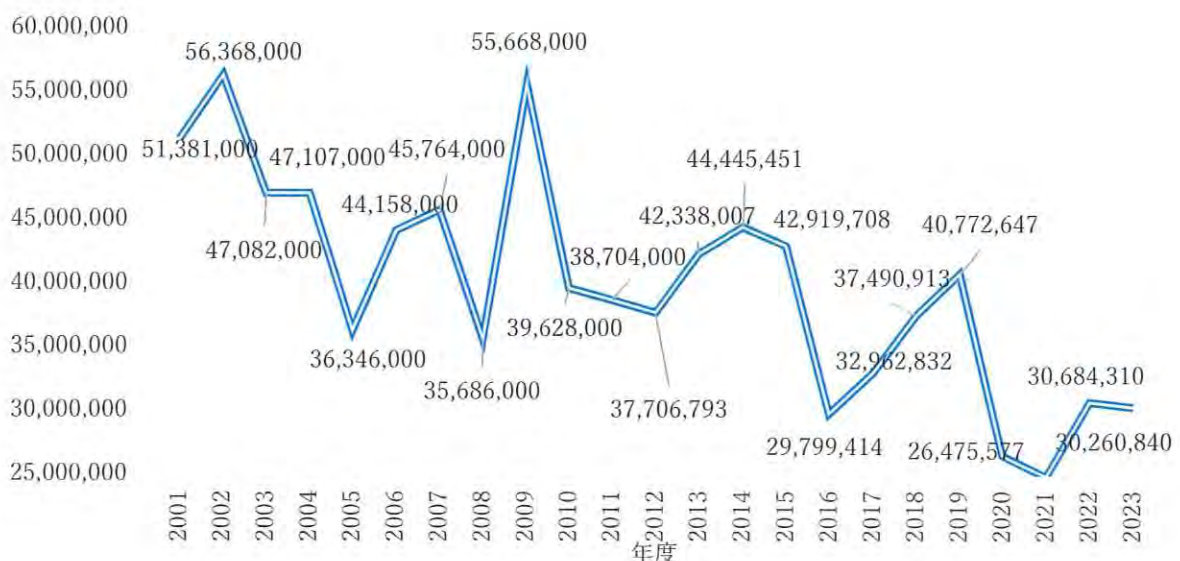
#### ◆事故率

2001 年は 1.3% を切っていたが、その後上下しながら事故率が上がってきていき、加入者数に対して 1.5% 前後の割合で推移していたが、2020 年から 1.0%～1.1% で推移している。

#### ◆交付金

加入者の増加に伴って、ハイキングの 3 倍交付（91 年）、公開山行見舞金（92 年）、救助捜索 200 倍から 300 倍（96 年）、二重遭難見舞金 5 倍（2000 年）など、交付内容を改善した。1995 年以降 2000 年にかけて交付金額が一気に上がる。近年では、死亡者が 19 人だった 2009 年に 5,500 万円を超えた。それ以降は落ち着いている。最近の特徴として交付件数は減少しているのに入通院の費用が増加しているのは、加齢化に伴い治療期間が長引いているからとみている。

交付金額の推移（2001～2023）

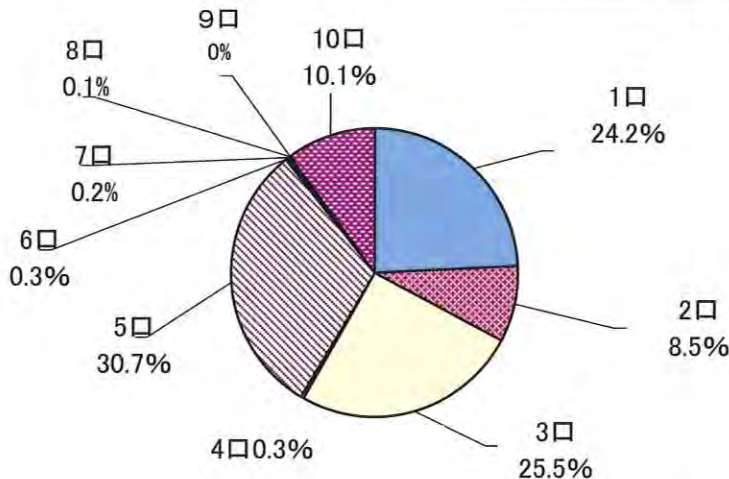


#### ◆寄付金額

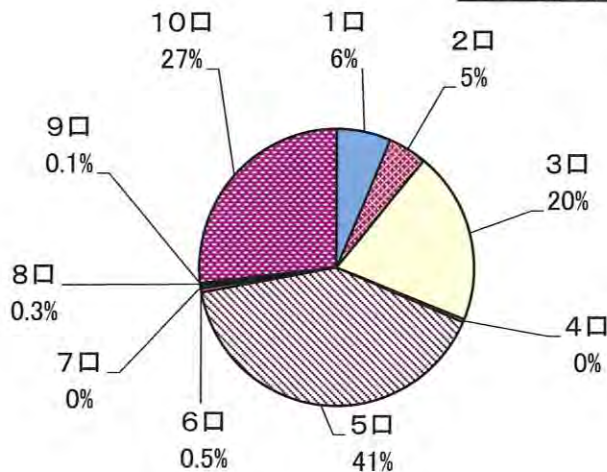
2003年には9,000万円の金額だったが、加入者数と比例して推移している。2019年は7,433万円、2023年は5,800万円と減少している。23年の登録口数でみると、1口登録者は24.5%、2口登録者が9.2%で全体の34%を占めている。

金額面でみると、1口登録者は約375万円、2口登録者数は282万円で全体5,836万円の11%を占めているに過ぎない。一方、3口以上の加入者数は全体の7割弱を占めている。

#### 2023年登録者数



#### 2023年寄付金額



#### ◆2023年の収支

寄付金の合計は6,111万円。交付金の合計は3,026万円。内訳では死亡者6名への死亡見舞金は640万円、救助捜索費用は548万円、残りが入通院補償だった。安全対策基金(900万円)とその他諸経費を合わせ、6,545万円支出。434万円の赤字決算となり、引当金(積立金)から補填した。

※労山基金の決算報告は、日本勤労者山岳連盟で年に1回発行する決議・決定集(各会1冊分を地方連盟へ配布)へ掲載しているほか、JWAF公式HP「全国連盟の動き」欄で閲覧できる。

## ■ 労山基金の概要

### I. 労山基金の種類

労山基金には「労山基金団体」と「労山基金個人」の2種類があります。

「労山基金団体」は、会・クラブが寄付金を負担し団体として事故発生会員に対する救済を行うための制度です。交付対象の性格上、交付額は限定されたものとなります。

「労山基金個人」は会員個人が寄付金を負担し事故発生時の救済を受けることが出来る制度です。現在の労山基金の根幹をなしている制度です。

### II. 労山基金団体

「労山基金団体」へは、会・クラブが登録します。寄付金は年間1口2,000円で最高5口（年間寄付金1万円）です。救済・捜索のみに適用されます。（年2回）入通院「交付の特典（3倍交付）」は適用されません。所属会・クラブの会員であれば誰でも交付を受けられます。

### III. 労山基金個人

#### 1. 登録

労山の会員であれば誰でも、いつでも登録できます。

登録手続きは会・クラブの労山基金担当者が労山基金運営委員会宛に行います。

#### 2. 有効期間と期限月

基金の有効期間は1年間です。会・クラブ毎にその期限は統一されており、それを期限月と言います。

#### 3. 継続

期限月の末日までに所定の手続きを行うことによって継続されます。

#### 4. 寄付金

年額です。1年1口1,000円で登録口数の上限はありません。

※7項に記載（但し交付額の算出に使う口数は上限10口です。）

#### 5. 交付対象の事故範囲

交通事故および交通機関の事故を除く登山口から下山口までの山行中の事故が対象です。登山口とは公共交通機関または車両などによる最終移動地からザックを担いで歩き出した地点をいいます。

#### 6. 交付対象と交付の条件

交付対象は入通院交付、死亡交付および救助・捜索交付です。

交付の条件としては

① 山行計画書が所属会・クラブに提出されていること。

（海外登山の場合は全国連盟海外委員会に提出が必要です。）

② 事故一報（事故発生の連絡）が事故発生日から30日以内に基金運営委員会に届いていること。が必要です。これは山行の安全管理と緊急時の迅速適切な対応のための必須事項を交付条件としているものです。

## 7. 交付金額

基金の交付額は事故者の寄付金登録口数で決まります。但し交付額の算出に使う口数は上限 10 口なので、交付の限度額は 10 口までとなります。

### ① 入通院交付

入院 2 日以上通院 1 日以上の場合に交付されます。登録口数 1 口当たり 1 日につき、入院 800 円、通院 400 円で日数には初日、2 日目も含まれ、上限は入院 210 日、通院 50 日です。入通院期間の対象は事故日より 1 年です。死亡交付金は寄付金の 200 倍です。

### ② 救助・搜索交付

救助・搜索にかかった実費が事故者の救助・搜索費用限度額で補填されます。救助・搜索費用限度額というのは事故者の寄付金登録額と基金継続年数によって算出されます。寄付金登録金額  $\times (400 + \alpha)$  倍、すなわち登録 1 年目は寄付金登録金額の 400 倍、2 年目で 410 倍、3 年目で 420 倍というように 10 倍ずつ加算されます。但し継続 11 年目の 500 倍が上限。

救助・搜索費用にかかった実費が上記の救助・搜索限度額より少ない場合は実費が上回る場合は限度額が交付されます。

途中で継続を中止すると新規 1 年目からとなります。これまでの、倍率加算は適用されません。

### ③ 救助・搜索交付の認定範囲

出動の実費および消耗品の補填費用、救助隊の日当が対象となります。救援者を派遣する場合は、10 万円を限度とする交通費を交付します。

## 8. 目安となる寄付金登録口数

寄付金登録口数は会員が自己の山行形態や他の山岳保険などへの加入の有無などから自由に決めるものです。

基金運営委員会ではハイキング・軽登山は 3 口以上、雪・岩・沢で 5 口以上を、冬季登山・海外登山などには 10 口を、と呼びかけています。

## 9. 交付の特典

次の条件を満たす山行は定められた交付額の 3 倍まで交付されます。

但し通常交付の 10 口分までを交付の上限としています。

① 岩・沢・雪・海外を除く山行

② 標高 2,000m 以下

③ 標準コースタイム 5 時間以内

④ 既設登山道

⑤ 日帰り

当該山行がこれに当たるかどうかは、基金運営委員会が認定します。

交付の特典の申請者からの認定条件を満たしていることの提示が必要となります。提示には、昭文社の地図や公的機関ガイド図・出版社ガイドブックなどの写しがこれに当たります。

#### 10. 交付申請

交付申請期限は事故日から1年です。

#### 11. 交付認定審査

当該会・クラブから提出された交付申請書に基づき、基金運営委員会が審査決定します。

#### 12. 交付されない場合

次の場合は交付されません。

- ① 無届山行（会・クラブに事前に山行計画書が提出されていない。）
- ② 事故発生から30日以内に基金運営委員会に事故発生の連絡（事故一報）がない。
- ③ 事故日から1年以内に交付申請がない。
- ④ 海外登山・トレッキングで全国連盟海外委員会に事前に計画書の提出がない。  
またトレッキングとは異なる5,000m以上の高所登山及び全てのバリエーション登山等については、加入から1年以上経過した会員に対して交付対象とする。
- ⑤ 交通事故および交通機関の事故。
- ⑥ 基金運営委員会が交付対象外と判断したもの。

#### 13. 仮交付

多額の支払いや請求があり、全体を漏れなく申請するには日時を要する場合は、仮交付申請ができます。出費の確定している費用が対象となります。

#### 14. 救助活動中の事故に対する交付

基金の加入者が遭難事故の救助・捜索活動中に二重遭難した場合には、定められている交付額の5倍が交付されます。

#### 15. 交付回数の制限

交付申請ができるのは1年間に2回までです。3回目は対象になりません。

#### 16. 見舞金制度

労山基金の登録者がリーダーとなり、会のクラブが主催する公開山行で、会員外の参加者が事故に遭遇した場合は見舞金制度が適用されます。交付金額：死亡・行方不明、または後遺障害を残す重度の傷病は30万円、2日以上入院または20日以上の通院を要する傷病は10万円、短期の通院（2日以上20日未満）は3万円。

## ■ 交付の事例やトラブルを防ぐ Q&A (HP に全文を掲載しています)

◎過去に問題となった、特徴的な事例を HP の Q&A から抜粋して、説明と補足をします。

### Q14. 海外トレッキングや海外登山にも適用されるの？

海外の山行で労山基金の交付を受けようとする場合は、所属会への山行計画書の提出という国内山行での通常の手続きに加えて、事前に全国連盟海外委員会へ計画書の提出が必要です。交付内容は、入院・通院・死亡については国内山行と同様です。救助捜索費用の上限額は継続加算が適用されず、申込金額の 400 倍が上限額になります。トレッキングとは異なる 5,000m 以上の高所登山および、すべてのバリエーション登山等については、労山基金加入から 1 年以上経過した会員に対して交付対象です。(規定細則 - 2 山行規定)

◎計画書の提出忘れ、もしくは上記規定を知らずに海外登山に行き事故にあった場合は交付されません。重大事故(死亡事故)が毎年発生しており、交付されない事例がありました。要注意です。

### Q16-B. 基金の各種手続きはインターネット利用で出来るの？

各種書類は、郵便・FAX・Eメールのいずれかで送付してください。

○ 事故の連絡は、事故一報のフォーマットを添付ファイルで受理しています。

○ 新規登録・追加(増し口)は、所定のフォーマットを添付ファイルで受理しています。

○ 継続申込は、所定の「有効期限通知・継続申込一覧」を PDF ファイルでのみ受け付けております。

PDF 以外は、FAX か郵便でお送りください。

○ 払い込みには、ゆうちょ銀行インターネットサービスが利用できます。郵便局の窓口では払込料金加入者負担の赤い払込取扱表を使いますが、インターネットを利用したゆうちょ銀行同士の振替送金も、月 5 回までは無料になります。

送金先への通知には送金元の口座名が表記されますので、利用するインターネットサービスの口座が登録団体名義であればそのままかまいませんが、個人名義の場合は、通信欄に「地方連盟・所属団体名・担当者名」の表記が必要です。通信欄を利用する場合は有料(100 円)です。

### Q19. 救助・捜索費の認定範囲は？ (下山遅れも含む)

○ 出動の実費、消耗品の補填費用

- (1) 救助・捜索に要したヘリコプターのチャーター料金(民間)
- (2) 地元山岳遭難防止対策協会(遭対協)などから請求のあった出動費用(民間)
- (3) 当該会を含め労山の救助・捜索隊出動に要した実費(交通費・食費など)
- (4) 他パーティーから拝借した装備が損傷し、弁済したロープなどの消耗品。

労山救助隊の出動で損傷した装備の補填費用。

ただし、事故の当該パーティーの装備の損傷は、対象外。

- (5) 救助捜索費用として認められないのは、ほかに遺体の搬送費用、事故者家族の駆けつけ費用(注)がある。

(注) 細則－9 [救援者費用]では、遭難者の安否確認や身柄の保護のために、当該団体が現地に要員を派遣する必要が生じた場合、交通費の実費について10万円を限度として交付する制度を設けている。

ただし、救助搜索費を申請する場合は、この救援者費用は交付対象から除外される。

#### ○救助隊の日当

(1) 地元遭対協から請求があった日当。

(2) 労山地方連盟救助隊の日当。

交付対象は、当該会の代表者が出動を要請して、救助隊から請求のあった費用。

当該会から出動した隊員も日当の対象とする。

費用の算出は、冬季15,000円、夏季10,000円を上限とする。

◎救助隊が出動に要した装備費用が対象で文房具代・酒代・高額な食事代や宿泊費・新規購入(無線機、雪崩ビーコン、携帯電話、テント等)は対象としない。

◎事故者が重複して山岳会に入っていた場合、主たる山岳会からの救助要請が必要。

各自勝手に出動すると把握がむずかしいので対象としない。

◎行方不明などで長期にわたり搜索する場合

救助隊でも交付限度額を超えて搜索する場合は基本ボランティアである。

#### Q22. 交付の特典

次の条件を満たす山行は、定められた交付率の3倍まで交付されます。

(1) 岩、沢、雪、海外を除く。

(2) 標高2,000m以下

(3) 標準コースタイム5時間以内

(4) 日帰り

(5) 既設登山道

\*当該山行がこれにあたるかどうかは委員会が認定します。

交付の特典の申請には、申請者からの認定条件を満たしていることの提示が必要となります。  
上記項目を満たすガイドブックなどの写しを添付して下さい。(規定細則－3山行規定)

◎2,000m以下で事故が起きても、計画書の最高到達点が2,000mを超えていれば認められます。

◎標準コースタイムや既設登山道は最新版の昭文社の地図を参考にしています。最近では昭文社に掲載していないハイキングコースが増えています。自治体や地元観光協会などが作成したハイキングマップや出版されたハイキング本などの写しが証明になります。

◎自分たちの計画書の行動予定時間が5時間以内でも昭文社の地図上のコースタイムが5時間以上であれば認められません。

◎日帰りの定義：旅館・ホテル・民宿・ペンション等に宿泊をしながら、日帰り山行をするのは認定されます。登山道を経て山小屋に宿泊したり、テント泊での日帰り登山は対象外です。

Q. 23. 10 倍までの交付特典 ハイキング・軽登山に対する交付の特典は通常交付の 3 倍ですが、上限が「通常交付の 10 口分とありますが、どういう意味でしょうか。

※労山基金規定細則-3 交付の特典 1 項

交付の特典が認定されると、寄付金 2 口は 6 口、3 口では 9 口の交付になります。しかし、本来の趣旨はハイキング・軽登山での 3 口以下を前提にした交付の特典でしたが、5 口以上での特典申請が増えてきました。そのため交付の上限を本来の加入口数の 3 倍とし、かつ、それが 10 口を超えない内容にしたものです。例えば、4 口は 3 倍すると 12 口ですが、上限を超えるので 10 口になります。以降、5 口以上加入の申請についても 10 口になります。

Q24-B. 2つの会に所属している場合の山行計画書の届けは？ 事故一報は？

①労山基金の登録を 2 つの会にしている場合（両会で基金加入に納めている）、

山行に参加する会に計画書を提出してください。

②労山基金の登録がどちらか一方だけの場合、例えば A 会だけに基金の登録を  
していて A 会での山行に参加する場合は A 会へ山行計画書を提出します。

一方の B 会で参加する場合は、A 会と B 会の両方に提出する必要があります。

③事故一報の届けは、

上記①の場合は山行を行った A 会だけでよい、

②の B 会参加の場合は B 会のほか A 会にも提出します。

以上のことは、原則として労山基金の交付申請の手続きは、  
加入者の所属する団体代表者でなければならないからです。

Q24-C. 「労山基金」に複数登録の場合の交付申請は？

同一事故に対してすべての登録会に登山届が提出されていた場合の交付可能口数は、基金登録している会の合計口数が 10 口を超えない範囲で交付する」ことになった。

根拠⇒細則-1 冒頭「ただし、個人の寄付金の申込口数が 10 口を超える場合は、10 口を交付金限度額とする」

Q30. 交付回数の制限は？

交付できるのは同一会員が 1 年度内に 2 件までです。3 件以上は交付できません。1 年年度は、所属団体の期限月の翌月 1 日を起点として、例えば 5 月が期限月であれば、6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までです。この期間に起きた事故をカウントします。

年度内 2 件の事故に交付された後に重大事故（死亡）があっても交付できません。

Q31. 交付の申請期限は？

交付申請の期限は事故日より 1 年です。1 年を過ぎると失効します。特別の事情がある場合は、1 年以内に運営委員会へご連絡下さい。（規定第 6 章第 2 種基金第 33 条交付申請の期限）

\* 1 年を超えてからの治療や手術（ボルト摘出など）等は対象外です。

◎特例のある場合の例

単独山行に多くある事故なのか事件（失踪）なのかわからず事実認定できない、行方不明の場合は、客観的に事故と判断できる条件があれば、死亡事故として認定し交付する。

（\*海難事故では認定されている。）

**Q32. ゲレンデスキーは労山基金の対象ですか？**

ゲレンデスキー場でのスキーの事故は、交付の対象ではありません。

ただし、①山スキーの下山でスキー場を通過中、②会主催の山スキーの講習会、③山スキーの装備で山スキーのトレーニング中の場合は、対象とします。

いずれも事前の山行管理が必要で、申請には山行計画書の写しが必要です。

**Q33. トレイルランニングは労山基金の対象ですか。**

トレイルランの競技大会に参加する場合は、登山とは違うジャンルだと線引きしていますので、ゲレンデスキー、ケービング、マウンテンバイク、パラグライダー、ウォーキング（個人企画）などとともに、交付の対象から除外しています。

ただし、競技ではない形で、会の山行管理の手続きに沿ってトレイルランを楽しむ場合には交付対象として救済しています。

◎トレイルラン競技では、「ハセツネ CUP」などが知られていますが、そのホームページを読むと、「山岳遭難対策制度」に加入していることが参加資格の1つになっています。この点について当委員会がハセツネ CUP 主催者に見解を確認したところ、山岳遭難対策制度への加入を参加条件にするのは、「練習中や試走時にも同じように遭難の恐れがあるため普段から遭難対策をして欲しい」という趣旨なので、労山基金は参加資格の条件を十分に満たしているとのこと。また、競技中の事故については、エントリー条件の範囲で主催者が掛ける保険で対応するそうです。トレイルラン競技の参加条件や事故対応は主催者によってさまざまなので、よく確認したうえで参加して下さい。

**Q34. 人工壁は？**

人工壁での事故も、労山基金の交付対象とします。

交付申請には運営委員会から送付される所定の「事故確認書」の提出が必要です。事前の山行計画書の写しは不要です。

◎クライミングジムが管理している人工壁では、事故が起きた際には「事故確認書」を出してくれます。管理していない人工壁やプライベート（個人所有）人工壁は交付対象になりません。

**Q35. 史跡巡り、神社・仏閣巡りなどの山登りを目的としない、いわゆるウォーキングは交付の対象ですか？**

結論から言うと登山の範疇ではないが、「会の企画として行なう会山行として、会員に等しく呼びかけて実施したもの」に限って認めています。

城跡・史跡巡り、神社・仏閣巡り、自然観察会などは登山とは異なるジャンルなので、交付の対象外としていました。これらはマウンテンバイクや洞窟探検と同様に、登山のジャンルと異なるスポーツのジャンルです。「登山口と下山口」が特定できないものであり、逆に定義することは困難です。

しかし、山を歩いていた人々が、麓を歩くようになり、これらはテーマ型ウォーキングとして人気があります。基金に対するアンケート結果から「高齢化に伴うテーマ型ウォーキングを労山基金の対象にしてほしい」との声が、全体の7割を占めるハイキングクラブから多数寄せ

られ、アルパインクラブは反対多数でした。この結果、基金運営委員会は「会員のニーズに応えるために、条件をつけて認める」ことにしました。個人山行ではなく「会主催企画」に限定されます。「会主催の企画」とは、複数の会員による運営委員会体制の下で、会行事として会員に周知された山行企画でこれ以外のウォーキング企画は対象となりません。

**Q36. 登山口から下山口まで**

山行中の事故の対象範囲が「ドアツードア」から「登山口から下山口まで」に変更されましたが、交付対象がどう変わるのか、よくわかりません。登山口・下山口の範囲を具体的に教えてください。

交通手段が自家用車と公共交通機関とでは対象範囲が異なる場合がありますが、車などを利用した登山への最終移動地から歩き出す地点を登山口とし、下山での最初の使用地点を下山口とします。

たとえば、富士吉田口から富士山を登る場合、富士急大月線の富士山駅から歩くときは、富士山駅が登山口、中の茶屋までタクシーで行き、そこから歩く場合は中の茶屋が、五合目のバス停まで行く場合は、五合目バス停が登山口になります。

また、登山道以外（車道等）を歩いて入・下山するとき、寄り道や登山活動以外の行為で怪我をした場合には対象外になります。

**Q37. 疾病が主因となる事故の交付（細則 - 8 の趣旨）**

事故の主因が疾病の場合は、通常の3分の2の交付とあります。

高齢の会員が増えている中で、この項目がなぜ設置されたのでしょうか。

これまで、登山中に限定した怪我の入通院を想定した制度設計で、交付内容を維持してきました。会員の中心層が60代後半と高齢化が進むなかで、日常に潜む疾患が絡んで登山中の事故が発生したり、入通院の治療が長期化する傾向もあります。基金運営の健全性の維持と健康管理を踏まえた安全登山の啓発のために設けました。会や個人のレベルで「登山と健康、病気予防」をどうとらえていくか、また登山と疾病の関係での事故抑止に取り組むきっかけとして位置付けてもらいたいということが趣旨です。

**Q38. 疾病が主因の事故を、どのように確認・判断するのでしょうか。**

運営委員会が作成した問診票などにより、これまでの療養等の経過を確認します。

これに基づいて交付適用を判断しますが、当面以下のようにガイドラインを設けて対応します。

- (1) 登山中の発症や症状悪化の可能性などについて、特に医師から事前に指摘のない場合には適用しない。
- (2) 日常の療養が医師の指示に基づいている場合においては適用しない。指示に反した場合に限る。
- (3) 疾病の判断は、医師の診断書に基づく。

Q39. 救援者費用

交通費の実費 10 万円を限度に交付するとありますが、要救援者が複数いた場合、これは 1 人当たりに対して支払われる金額ですか。

1 件の事故につき、当該団体が救助活動以外の救援の要員を現地に派遣する場合について、交通費の限度額を示したものです。要救援者の人数にはかかりません。

◎対象者が複数いた場合は、1 件の費用を人数分で按分してください。

\*\*\*\*\*

## ■ココヘリサービスについてのご案内

ココヘリのサービス内容の一部が 2024 年 6 月 1 日から変更になりました。

1 ココヘリは「搜索・救助」を行なう「役務提供型サービス」になりました。

民間の山岳保険は「搜索・救助」に費やした費用が補填される。つまり立て替えた金額が支払われる。

2 家族・友人・からの通報を受けココヘリは「上限 550 万円」までの役務提供を行ないます。

ココヘリは搜索・救助の費用を補償するのではなくて、ヘリによる搜索活動（役務提供）を行うということ。その上限を提示した。

3 Authentic Japan(ココヘリ)と提携した民間組織による救助・搜索活動を行ないます。

救助・搜索活動（役務提供）の内容は

- ① ドローンによる搜索
- ② 地上部隊による搜索
- ③ （救助困難な場合）特殊救助要請

4 自己負担が発生するケースがあります。（主に民間組織と連携した救助・搜索活動の場合、詳細は省略）

詳しくは <https://www.authjapan.com/news/kiyaku20240601> を参照

※Authentic Japan(ココヘリ)は、2022 年 7 月に jRO を子会社化しました。この結果、ココヘリ＋労山基金とした場合は、自動的に jRO にも加入したことになります。しかし、2024 年 6 月 1 日の改訂で「jRO の救助搜索費用限度額 5,500,000 円、この費用の支給に代わって同額を上限とする役務提供型」となりました。

労山基金運営委員会では、ココヘリ＋労山基金の救助搜索費用の交付限度額は以下のように取り扱っております。

- ① ココヘリの救助搜索に関する役務提供上限は 550 万円です。これに対して労山基金に加入している場合、例えば 5 口（初年度 400 倍、10 年継続すると 500 倍）で 10 年の継続加入者のケースは 250 万円となります。
- ② ここでココヘリ加入の場合の特典があつて、(規程の細則 - 1 の 1 項) 交付倍率「1,000 倍とする」とあります。つまり、ココヘリ加入者は労山基金の限度額は 250 万円ではなくて、500 万が限度額となります。このココヘリの役務提供上限と労山基金の限度額 500 万の両方を合算した補償内容となります。

——これが労山基金 5 口+ココヘリ加入の場合の補償内容となります。——

参考) (規程の細則 - 1 の冒頭) 交付金の限度額は 10 口を越えることはできないとあります。10 口の場合は、ココヘリの役務提供上限と労山基金の限度額 1,000 万の両方を合算した補償内容となります。ただし、この適用は国内限定です。

比較してみると「救助搜索費用」については労山基金に加入してココヘリにも加入している方が断然有利なことがわかります。

※詳細については必ず HP をご確認ください。

# 日本勤労者山岳連盟 労山山岳事故対策基金規定

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 [目的]

日本勤労者山岳連盟（以下、単に「全国連盟」という）は、遭難対策事業の一環として、労山山岳事故対策基金制度（略称「労山基金」とし、以下略称表記する）を運営する。

2. 労山基金は、全国連盟に加盟する団体、およびその所属会員が山行中の事故により死亡、あるいは傷病により、多大な経済的負担を被ったとき、会員相互の互助精神に基づいて、その負担を軽減せしめ、併せて働く者の立場に立脚した正しい登山の発展に資することを目的とする。

3. 労山基金を運営することは、国、地方自治体等公共団体をして、労山基金を含めた山岳遭難対策の実現を期せしめる運動を強力に推し進める妨げとなるものでなく、当面、我々の自衛の策として行うものである。

### 第 2 条 [制度]

労山基金は団体および個人を対象とし、「寄付金納付・交付」方式とする。

### 第 3 条 [加入資格]

労山基金は積立金と寄付金等によって運営し、加入は任意とする。

2. 労山基金への加入資格は次の各号のとおりとする。

- (1) 全国連盟に加入している団体およびそれに属する個人であること。
- (2) 団体にあつてはその所在地、代表者の住居が明確であり、全国連盟費を滞納していないこと。
- (3) 個人にあつては住居が明確であり、会費を滞納していないこと。

## 第 2 章 運営体制

### 第 4 条 [運営委員会]

労山基金を運営し、かつ将来に向けて健全な発展に資するため「労山山岳事故対策基金制度運営委員会」以下、単に「委員会」という）を置く。

2. 全国連盟理事会は総会の同意を得て、委員会を構成すべき運営委員若干名（委員長 1 名、事務局長 1 名を含む）を指名する。

3. 運営委員の任期は全国連盟役員の任期と同一とする。補充された運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

### 第 5 条 [監査委員]

労山基金の公正な運営を期するため、その監査を任務とする「監査委員」2 名を置く。

2. 監査委員は全国連盟監事をもってこれにあてる。

## 第 6 条 [事務局]

委員会に日常業務の処理のため事務局を置く。

## 第 7 条 [運営委員会の機能]

委員会の常務は次のとおりとする。

- (1) 労山基金の管理
- (2) 貸付、交付等の業務
- (3) 収支報告
- (4) 事故の確認、調査
- (5) 加入の勧奨
- (6) その他必要と認める業務

## 第 8 条 [運営委員会の招集]

委員会は委員長の招集により会議を行い、必要事項を決定する。

2. 委員会は過半数の出席をもって成立し、決定は出席者の過半数の賛意を要する。

## 第 3 章 監督体制

### 第 9 条 [指導、監督]

委員会は全国連盟理事会、同評議会または総会の指導、監督を受ける。

2. 委員会は労山基金の業務について、全国連盟理事会に対し日常的に報告する。
3. 全国連盟理事会、同評議会または総会は、委員会から付託された重要事項の審議を正当な理由なくして遅延させ、労山基金に重大な影響を与えたときは、連帯して責任を負う。

## 第 4 章 財 政

### 第 10 条 [会計年度]

労山基金の会計年度は 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

2. 労山基金の保有する金員については、金融機関等への預金及び有価証券・不動産等で保全することができる。

### 第 11 条 [費用の区分]

労山基金は、基金及び事務経費の区分とする。

2. 労山基金の事務経費の額は、委員会の発議により全国連盟理事会が定めるものとする。
  3. 基金払込金の 20% を全国連盟の「安全対策基金」に提供する。但し、基金払込金の 20% が 1500 万円を超える場合は、「安全対策基金」への提供額は 1500 万円を限度とする。
- 基金及び事務経費の単年度の剰余金は、当面は「安全対策引当金」として計上する。

### 第 12 条 [会計報告・および会計監査報告]

委員会は会計年度の経過後、速やかに会計報告および会計監査報告を、全国連盟理事会を経て同評議会または総会に行うものとする。

## 第 5 章 基 金

### 第 13 条 【交付の要件】

労山基金に加入登録した団体（以下、本章中においては単に「加入団体」という）および個人（以下、本章中においては単に「加入者」という）が山行中不測の災害を受け資金を必要としたとき、所定の手続きに基づき金員の交付を受けることができる。

### 第 14 条 【加入登録】

団体または個人が加入を希望する場合、所定の手続きにて委員会に登録する。

2. 委員会は正当な理由を明示しないで加入手続きを拒否してはならない。
3. 加入を継続する場合は、登録期間内にその手続きを完了することとする。

### 第 15 条 【登録期間】

登録期間は申し込みを受理した日から、委員会の定めた加入者の所属する団体または地方連盟ごとの登録期限月の末日までとする。

### 第 16 条 【寄付金】

寄付金は1口1000円とし、寄付金の口数を加入時に登録する。ただし、団体の場合は、1口2000円とし、1～5口までとする。

2. 登録した寄付金は、加入者の所属する団体が次期更新月に納付する。
3. 定められた登録期限月以外に登録する場合は、1口あたりの金額を別に定める。

### 第 17 条 【交付申請】

本規定第13条により基金の交付をうけようとするときは、書面を委員会に提出して申請するものとする。ただし事故発生日より30日以内に事故報告のあったものに限る。

2. 前項の書面には、遭難者の住所、氏名、生年月日、職業、事故の原因、発生日時、場所、状況が記載されていなければならない。また、これらの事項が虚偽でないことの証人の確認書を添付しなければならない。
3. 前々項の書面の作成者は加入者の所属する団体の代表者とし、地方連盟の確認を経て提出されるものとする。
4. 委員会は医師の診断書等、特に必要とする書類の添付、証拠となるものの提出を求めることができる。

### 第 18 条 【認定】

交付の可否の決定は委員会が行うものとする。

### 第 19 条 【交付資格の喪失】

加入者・加入団体が本規定第3条、同17条に抵触したとき、または細則に定める山行規定に基づいていないときは、交付を受ける資格を失うものとする。

### 第 20 条 【交付の対象と算出方法】

交付金額および算出方法は細則の定めるところによる。

2. 加入者の傷病による入院は交付の対象とし、事故発生日から1年以内の入院日数2～210日とする。
3. 加入者の傷病による病院等への通院は交付の対象とし、事故発生日から1年以内の通院日数1～50日とする。
4. 加入者・加入団体ともに救助費用を交付の対象とする。ただし、交付金額については定められた額の範囲内にて、救助実費と照合査定のうえ委員会が決定する。
5. 交付は、加入者、加入団体にかかわらず登録期間中2件までとし、限度額の範囲内で交付する。

#### 第21条 [交付金の受領者]

交付金の受領は、加入者の所属する団体の代表者がこれを行う。

#### 第22条 [交付申請の期限]

交付を受けようとする者は、事故発生日より1年以内に申請をしなければならない。ただし、特別の事由がありかつ期間内に委員会に連絡のあった場合はこの限りではない。

#### 第23条 [交付金の返還]

交付を受けた後、交付当時に本規定に定める加入資格や交付資格のないこと、申請書面記載事項が虚偽であったことが判明したときは、交付金を返還しなければならない。これは交付を受けた者とこれらに加担した者の連帯責任とする。

#### 第24条 [登録の解消]

加入の登録を解消する場合、所定の手続きを要する。

### 第6章 仮交付

#### 第25条 [仮交付の条件]

委員会は本規定第17条による交付申請がなされたとき、手続きの完結をまたないで仮に概算額を交付することができる。

2. 前項の仮交付をしたときは、委員会および仮交付を受けた者は速やかに清算しなければならない。

#### 附 則

1. 本規定に定めのない事項については、本規定の主旨に反しない範囲で全国連盟理事会が決定する。
2. 本規定で委任を受けた事項、および委員会業務の処理に関する事項について、本規定の主旨に反しない範囲で、細則をもって定めることができる。細則は委員会が発議し、全国連盟理事会の承認をうけるものとする。
3. 本規定の改廃は、全国連盟理事会の発議により、同評議会または総会の決するところによる。
4. この規定は、2009年4月1日から施行する。

2014年2月16日改正（同年4月1日施行）

2016年1月1日改正（細則）

2018年2月18日改正（同年4月1日施行）  
2019年5月28日改正（細則）（同年6月1日適用）  
2020年5月30日改正（細則）（同年6月1日適用）  
2021年2月21日改正（同年4月1日施行）  
2022年2月20日改正（同年4月1日施行）  
2024年5月23日改正（同年7月1日施行）

#### 細則ー1 〔交付金額および算出方法〕

交付金額および算出方法はこの細則による。ただし、個人の寄付金の申込口数が10口を超える場合は、10口を交付金限度とする。

救 助・捜索交付＋死亡・傷害交付＝交付金額

##### 1. 〔救助・捜索交付〕

###### （1） 加入団体の場合

申込口数×2000円×交付倍率

交付倍率は、加入初年度は400とし、1年継続ごとに10を加算し最大500とする。

国内の事故のみを対象とし海外は適用されない。また、団体と個人の併用を妨げない。

###### （2） 加入者個人の場合

申込口数×1000円×交付倍率

交付倍率は、加入初年度は400とし、1年継続ごとに10を加算し最大500とする。

ただし、海外登山の場合は加入継続年数にかかわらず400とする。

なお、労山基金加入者が「ココヘリ」にも加入し、かつココヘリサービス対象（海外、ココヘリ不携帯、または電源オフの場合は対象外）の場合に限り交付倍率1000とする。

##### 2. 〔加入者死亡交付〕

申込口数 × 1000 円 × 200 倍 （加入団体への適用はされない）

##### 3. 〔加入者傷害交付〕

（入院）申込口数 × 800 円 × 入院日数（2～210日）

（通院）申込口数 × 400 円 × 通院日数（1～50日）

##### 4. 労山基金の交付を受けた場合、登録期間当該年の継続による倍率は1年据え置く。

#### 細則ー2 〔山行規定〕

1. 団体は、会員の登山活動を事前に管理する。

2. 事前管理には、技術教育、指導、訓練、健康管理、個別の山行管理を含む。

3. 個別の山行管理は、所属団体の定めにより山行計画書の提出によって行う。

なお、複数の加盟団体員となり、労山基金に登録している場合は、山行実施団体のみでなく労山基金に登録する団体に、山行計画書を提出することによって山行管理を行う。

4. 海外登山（トレッキングを含む）中の事故に対して交付を必要とする場合、登山計画書を事前に全国連盟海外委員会へ提出しておかなければならない。トレッキングとは異なる5,000メートル以上の高所登山および、すべてのバリエーション登山等については、労山基金加入から1年以上経過した会員に対して交付対象とする。

5. 山行中の事故とは、交通事故（車および交通機関の事故）を除く登山口から下山口までの山行中の事故を指す。
6. 人工壁での事故を、交付の対象とする。

#### 細則－3 〔交付の特典〕

1. 加入者のハイキングの事故に対しては、定められている交付率の3倍まで交付する。ただし、通常交付の10口分までを交付の上限とする。
2. ここでいうハイキングの事故とは、①一般登山道、②標高2000メートル以下、③標準コースタイム5時間以内、④日帰りの要件に該当するもの。ただし、岩場、沢、雪山、海外登山のほか、登山範疇外行事は含まない。当該山行や行事が、これにあたるかどうかは委員会が認定する。
3. 救助・捜索費用については、実費を越えないものとする。
4. 交付に当たっては、委員会が調査の上、交付額を定める。

#### 細則－4 〔登録期限月の統一〕

1. 登録期限月は、加入団体または地方連盟ごとに統一する。
2. 登山基金加入者の所属する団体は、委員会と登録期限月を定めるものとする。
3. 規定第16条第3項に基づく初回の寄付金は、定められた登録期限月までの残りの月数に、1口あたり100円を掛けて算出する。ただし、残月数11か月は、1口1,000円とする。
4. 交付を受けようとする場合、細則－1での継続年数は、当初加入月から算出し、寄付金についてはここでいう1口相当金額1000円として算出する。

#### 細則－5 〔二重遭難見舞制度〕

加入者が遭難事故の捜索・救助の活動中事故に遭遇（二重遭難）した場合、この細則の二重遭難見舞制度を受ける事ができる。ただし、遭難者等の要請を受けた、組織的な捜索・救助活動中の事故であることとする。

1. この二重遭難見舞制度は、細則－1の交付金額に定められている交付率の5倍で交付する。ただし、救助・捜索交付は一次遭難者分を除き二重遭難事故分費用の5倍の限度枠内で実費交付する。
2. この制度の適用を受けようとする場合は、書面で当該団体代表者の救援依頼証明書、地方連盟代表者の事故証明書を添付しなければならない。

#### 細則－6 〔付加見舞金制度〕

（公開山行の事故見舞金の交付要件と交付回数の限度）

加入者が責任者（リーダー等）になり、団体の主催する公開行事や公開山行などで、会員外である第三者が死亡または傷病などの事故にあった場合（行方不明も含む）、責任者である登山会員の所属する団体に、被害者または遺族に支払う見舞金を交付する。この交付には、以下の3条件を満たすこと。①不特定多数に周知したことの証拠を示すこと②企画内容が「交付の特典」の2項ハイキングまたは軽登山の事故要件を満たしていること③企画・準備の段階で、通常必要な安全対策を講じた根拠を示せること。また、交通機関等の事故については対象としない。この制度の適用による交付の決定については、委員会が行う。

1. この交付は、会員外である第三者が事故者である場合に適用される。

2. 交付金額は、第三者の被害に応じ次のランクで交付する。金額のランク決定については、委員会が行う。

(1) 死亡・行方不明、または後遺障害を残す重度の傷病-----30 万円

(2) 2 日以上入院または 20 日以上長期通院を要する重度の傷病-----10 万円

(3) 短期の通院（1 日以上～20 日未満）などの治療を要する軽度の傷病-----3 万円

3. 登録期間内の交付回数は 2 回までとする。

交付申請は、当該の団体の責任者が、事故発生後 30 日以内に手続きを行うものとする。

ただし、理由があつて申請の遅延のおそれがある場合は、あらかじめ委員会に連絡をすること。

4. 申請に必要な書類は山行計画書等、委員会が別途、これを提示する。

5. 交付金は、当該の申請した団体の代表者に支払うものとする。

6. 交付金受領後は、委員会が指定した受領書を速やかに提出するものとする。

7. 申請に虚偽の行為があつた場合、申請は取り消され、すでに受納した交付金は返済しなければならない。

8. この細則に該当しない事項については、労山基金の規定および他の細則を準用するかまたは、委員会が判断を行う。

#### 細則一 7 「不動産等の管理」

運用・運営は、全国連盟理事会のもとに「一般財団法人山岳基金」を設置し、その管理規定は別途定める。

#### 細則一 8 「疾病が主因となる事故の交付」

疾病が主因の登山事故であることが明白な場合、死亡・傷害および入通院の交付については、通常の 3 分の 2 の交付内容とする。

#### 細則一 9 「救援者費用」

1. 遭難者の安否確認や身柄の保護のために、当該団体が現地に要員を派遣する必要がある場合、交通費の実費について 10 万円を限度として交付する。ただし、救助捜索費用を申請する場合は、この者が救助捜索に加わった場合に交付する。また、海外については対象としない。

2. ココヘリ加入者の山岳遭難時に、ココヘリへ「捜索要請」の連絡をした者の現地への交通費を交付する。ただし、1 名分とし、遭難者の基金加入口数（1 口 1 万円、最大 10 口 10 万円）を上限とする。救助捜索費を申請する場合（注）この者が救助捜索に加わった場合に交付する。

（注）ココヘリの任務は捜索であり、位置を特定したら救助機関に連絡する。また「捜索要請」をした者が救助捜索に加わることは排除しておらず、加わった場合も交付の対象になる。

## Q & A よくあるご質問

**Q 救助・捜索費の範囲は？(下山遅れも含む)**

**A** 民間へのチャーター料や遭対協からの請求費用、地方連盟や当該会の救助隊の実費経費。救助時の借用装備、消耗品の弁済費用、救助隊の日当などが交付対象。

**Q 3倍交付特典の5条件とは？**

**A** (1) 標高 2,000m 以下、(2) 標準コースタイム 5 時間以内、(3) 日帰り、(4) 既設登山道、(5) 岩・沢・雪・海外を除くという条件を満たす山行は、定められた額の 3 倍まで交付されます。ただし 10 □分が上限。3 □登録の場合は 9 □分、4 □以上は 10 □分。

22

**Q 海外の高所登山・トレッキングの交付条件は？**

**A** 所属会と全国連盟海外委員会へ山行計画書の提出が必要です。交付内容は入院・通院・死亡が国内山行と同様で、救助捜索は登録額の 400 倍が上限。5,000m 以上の高所登山および、すべてのバリエーション登山等については、基金登録後 1 年以上経過した会員が対象です。

**Q 交付申請の期限は？**

**A** 事故日から 1 年です。特別な事情のある場合には、期限内に運営委員会へご連絡ください。1 年を超える入通院は対象外です。

**Q 一度登録してから、途中で口数を増やせますか？**

**A** 途中で口数を増やしますが、残りの月数に関わりなく 1 □ 1,000 円の計算です。増し口には月割計算の取り扱いはありません。

山での遭難やケガに備えるための

# 労山基金 個人加入の ご案内

「労山山岳事故対策基金（労山基金）」は、会員の寄付による登山中の事故を救済する会員のための互助制度です。救助・捜索やケガ、急病などを対象にしています。国内外を問わず救助・捜索、駆けつけ費用、ケガ・急病、入院などの補償を対象にしています。



日本勤労者山岳連盟

労山山岳事故対策基金制度運営委員会

〒162-0814 東京都新宿区新小川町 5-24

フリーダイヤル 0120-44-2742

FAX. 03-3235-4324

E-mail : kikin@jwaf.jp



みんなが参加し安心と安全の充実を



日本勤労者山岳連盟

## ポイント・特長

### ① 会員のための互助制度

労山会員の寄付金を基に登山事故に備える互助制度です。「労山基金」の運営は日本勤労者山岳連盟が行います。申込みや交付の申請は所属会・クラブを通じて行います。

### ② 民間山岳保険より優位性ある「労山基金」

救助・捜索とかけつけ費用、入院・通院補償、海外登山・トレッキングと3つ揃っているのは「労山基金」だけです。しかも断然安いです。

### ③ 登山口から下山口まで、山行中の事故に交付

「労山基金」は、アプローチを含めた山行中の事故（ハチ・ダニ、急病、地震による被害もカバー）が交付対象です。

### ④ 継続加入で、救助・捜索の交付率が加算

救助・捜索の交付率は初年度 400 倍ですが、加入の継続で、年々 10 倍ずつ交付率が加算され、最高 500 倍までの補償が受けられます（海外登山は 400 倍まで）。ココへ加入者の救助・捜索の交付率は 1,000 倍補償です。

### ⑤ 死亡・行方不明、入院・通院にも交付

「労山基金」は、救助・捜索のほか、死亡・行方不明にも対応。入院は 2 日～210 日まで、1 日につき最高 8,000 円、通院は 1 日～50 日まで、1 日につき最高 4,000 円。

### ⑥ 条件を満たせば 3 倍交付の特典

条件を満たすハイキングの場合は、定められた交付率の 3 倍を交付します。ただし、通常交付の 10 口分を交付の上限額とします。

### ⑦ 人工壁、海外登山の事故にも適用

人工壁でのトレーニング、海外高所登山の事故にも適用されます。

### ⑧ 病気にも対応

登山中の急病による事故にも対応します。

## 事故発生から交付までの流れ

所属する会・クラブに  
計画書を提出

海外登山は、  
全国連盟海外委員会にも  
提出する

事故が  
発生  
したら

事故一報  
(事故日から 30 日以内)

全国連盟に  
FAX や  
メール等で  
事故を通知



▶ QRコードからも通知ができます

事故一報の受理  
基金運営委員会が  
団体に申請書類を  
送付

●入院や通院があった  
●救助・捜索費用が発生  
●交付の申請  
(事故日から 1 年以内)

基金運営  
委員会  
で  
申請を審査

団体に認定書、  
交付金の送付

＜必要書類＞  
入・通院の場合は、日数を証明する書類。  
団体が受理した山行計画書(写し)など

## 登録のご案内

- ◆いつでも登録でき、受理日から交付対象です。
- ◆労山基金に登録を希望される方は、所属する団体の担当者にお申し込みください。
- ◆不明な点もお尋ねください。

## ◆交付例

◆**寄付金登録申込**  
1 口 1,000 円 1 口から任意の口数で登録できます。  
基金運営委員会では目安となる口数をハイキング・軽登山は 3 口以上、雪・岩・沢では 5 口以上を、冬期登山や海外登山などには 10 口を、と呼び掛けています。

## ◆登録期間

1 年間（新規登録の場合は期限月まで）

注：期限月まで 10 ヶ月未満は、1 口を月 100 円毎月割り計算します。

## ◆交付内容

### ●救助・捜索

初年度、登録金額の 400 倍まで交付（実費）  
※継続登録の場合は、1 年ごとに 10 倍ずつ加算し、最高 500 倍までを交付。海外の場合は継続年数にかかわらず 400 倍。

### ●入院

事故日から 1 年以内、2 日～210 日の入院に対し、1 日目より入院日数分の所定金額を交付  
※右表参照

### ●通院

事故発生日から 1 年以内、1 日～50 日の通院に対し、1 日目より通院日数分の所定金額を交付  
※右表参照

### ●死亡・行方不明

登録金額の 200 倍を交付

## ◆交付金額 《個人》

ハイキング・軽登山は 3 口以上が目安。  
雪・岩・沢では 5 口以上が目安。  
冬期登山や海外登山などには 10 口が目安。

| 口数   | 寄付金      | 入院(日額)  | 通院(日額)  |
|------|----------|---------|---------|
| 1 口  | 1,000 円  | 800 円   | 400 円   |
| 3 口  | 3,000 円  | 2,400 円 | 1,200 円 |
| 5 口  | 5,000 円  | 4,000 円 | 2,000 円 |
| 10 口 | 10,000 円 | 8,000 円 | 4,000 円 |

交付金が支払われない場合

- ※無届山行
- ※事故一報が事故発生日より 30 日を過ぎた
- ※交付申請が事故発生日より 1 年を過ぎた
- ※交通事故および交通機関の事故

# ■ 労山基金の取り扱い実務

## 会員登録申請

新しい会員を迎えたら、全国連盟事務局へ会員登録をお願いします。労山ホームページから申請書ファイルをダウンロードし、入力してメールで労山事務局へ送信してください。「労山基金」の加入申請も同時に行えます。

以前に労山加盟会に加入していた場合や現在も他の労山加盟会に加入している（二重加盟）場合は、以下の新規会員登録ではなく、「労山会員情報 訂正・移籍・会員証再発行届」にて申請してください。※二重加盟の場合も会員証は1人1枚です。

### ◎ 申請書のダウンロード

#### 1. 申請書をダウンロードするページへ進む

労山 WEB サイト、メインメニューの「申請」から「会員登録」ページに進みます。



#### 2. 申請書をダウンロードする

青字の「会員登録・基金加入申請書」をクリックすると、ダウンロードが始まります。



### 3. ファイルがブラウザ上で開いてしまった場合

マイクロソフト エッジ

Microsoft Edgeの場合、設定によってはダウンロードされずに申請書ファイルが開く場合があります。その場合、「ファイルのダウンロード」ボタンを押してください。



### 4. ダウンロードしたファイルを開く

ダウンロード後に表示されるメニューから、「ファイルを開く」「保存したフォルダを開く」

マイクロソフト エッジ

などの操作ができます。画像はMicrosoft Edgeの例、前の図から続けて操作した場合です。



## ◎申請書への入力

### ➤ 申込年月日・団体番号について

入力漏れにご注意ください。（入力すると背景色はなくなります）

| 会員登録・基金加入申請書 |    |      |             |      |    |    |      |     |    | 申込年月日  |  |  |
|--------------|----|------|-------------|------|----|----|------|-----|----|--------|--|--|
| 団体番号         |    |      |             |      |    |    |      |     |    | 入力必須です |  |  |
| 判定           | 氏名 | フリガナ | Name (ローマ字) | 生年月日 | 性別 | 住所 | 電話番号 | FAX | 携帯 |        |  |  |
| 1            |    |      |             |      |    |    |      |     |    |        |  |  |
| 2            |    |      |             |      |    |    |      |     |    |        |  |  |
| 3            |    |      |             |      |    |    |      |     |    |        |  |  |
| 4            |    |      |             |      |    |    |      |     |    |        |  |  |
| 5            |    |      |             |      |    |    |      |     |    |        |  |  |
| 6            |    |      |             |      |    |    |      |     |    |        |  |  |
| 7            |    |      |             |      |    |    |      |     |    |        |  |  |
| 8            |    |      |             |      |    |    |      |     |    |        |  |  |

- 申込年月日：ボタン (▼)を押すと、自動で今日の日付が入力されます。
- 団体番号：6桁の団体番号を入力、もしくは選択します。正しい番号が入力されれば、「地方連盟」「団体名」「労山基金期限月」欄が自動で入力されます。
- ※団体番号が分からない場合は「団体一覧」シートで確認してください。

## ➤ 会員情報入力について

入力が必須の項目は、項目名が黒字です。注意に従って入力してください。

| 判定 | 氏名                        | フリガナ | Name (ローマ字) | 血液型 | 分類型 | 性別 | 生年月日 | 郵便番号 |
|----|---------------------------|------|-------------|-----|-----|----|------|------|
|    |                           |      |             |     |     |    |      |      |
|    | 漢字で記入<br>姓と名の間は<br>一マス空ける |      |             |     |     |    |      |      |
|    |                           |      |             |     |     |    |      |      |
|    |                           |      |             |     |     |    |      |      |

- 判定：すべての必須項目が入力済みになると「○」表示になります。
- 氏名【必須】：姓と名の上に**全角スペース**を1つ入れます。
- ※入力・変換ミスで再発行を希望される方が多くいらっしゃいます。再発行手数料(500 円)を頂戴することになってしまいますので、よくご確認いただいてからご申請ください。
- フリガナ【必須】：**全角**カタカナです。姓と名の上に**全角スペース**を1つ入れます。
- Name (ローマ字)【必須】：**半角**アルファベット(ヘボン式)。姓・名の順です。姓・名の先頭は**大文字**、間に**全角スペース**を1つ入れます。
- 血液型・分類型：リストから選択します。
- 性別【必須】：リストから選択します。
- 生年月日【必須】：**半角**数字です。**西暦**で入力します。
- 郵便番号：半角数字・記号です。

| 住所                                                                     | 住所2 | 電話・FAX番号 |     |    | メールアドレス |
|------------------------------------------------------------------------|-----|----------|-----|----|---------|
|                                                                        |     | 自宅       | FAX | 携帯 |         |
|                                                                        |     |          |     |    |         |
| 現住所(主たる居住地)を記入<br>都道府県名から記入して下さい<br>番地は数字で記入<br>番地以降が長くなる場合は住所<br>2に記入 |     |          |     |    |         |
|                                                                        |     |          |     |    |         |
|                                                                        |     |          |     |    |         |
|                                                                        |     |          |     |    |         |

- 住所【必須】：都道府県から入力します。
- 住所2：建物名、部屋番号などに使用してください。
- 自宅電話番号・携帯電話番号【必須】：半角数字・記号です。入力はこちらから一方でもかまいません。
- FAX 番号：半角数字・記号です。
- メールアドレス：半角英数字・記号です。

| 緊急連絡先 |    |      |
|-------|----|------|
| 氏名    | 続柄 | 電話番号 |
|       |    |      |
|       |    |      |
|       |    |      |
|       |    |      |

家族、親戚等  
連絡のとれる  
方

- 緊急連絡先 氏名：姓・名の間に全角スペースを1つ入れます。
- 緊急連絡先 続柄：登録する会員から見た続柄です。
- 緊急連絡先 電話番号：半角数字・記号です。

## ➤ 労山基金の加入申請について

会員申請と同時に基金への加入申請ができます（この申請書を使えば別途基金の申請は不要です）。月数・寄付金額も自動計算されます。

| 基金加入者一覧送付形式 <input type="radio"/> 郵送 <input type="radio"/> メール送信 |    |    |      |
|------------------------------------------------------------------|----|----|------|
| 労山基金期限月                                                          |    |    |      |
| 労山基金                                                             |    |    |      |
| 加入月                                                              | 口数 | 月数 | 寄付金額 |
|                                                                  |    |    |      |
|                                                                  |    |    |      |
|                                                                  |    |    |      |
|                                                                  |    |    |      |

- 基金加入者一覧送付形式：基金事務局から会・サークルの基金担当者に送付する一覧表を、書面の郵送か PDF 形式でメールに添付するかを選択します。
- 労山基金期限月：団体番号を入力すると自動表示されます。
- 加入月：基金に加入した月を選択します。  
「登録しない」「保留」も選択できますが、入力必須ではありません。
- 口数：基金口数を選択します。

## ◎入力した申請書の送信

事務局での処理の都合上、<sup>エクセル</sup>Excelで入力した申請書は Eメールのみ受け付けています。  
郵送または FAX をいただいても受け付けできませんので、ご注意ください。

→送信先メールアドレス：[jwaf@jwaf.jp](mailto:jwaf@jwaf.jp)

- メール件名：会員登録の旨と会名を記入してください。（例：【会員登録】 みどり労山の会）
- メール本文：会名、送信者のフルネーム、送信者の会員番号も記入してください。

※新規の会員証は、会員登録申請した方（メール送信者）へお送りします。メール送信者以外の方への送付を希望される場合は、その都度、メールにご住所を記載してください。また、複数枚会員証を発行した場合はまとめて送付させていただきます。複数宛先への送付は出来かねます。

※基金の登録完了書類は基金担当者へお送りします。

基金担当者へ送る登録一覧を  
「書面の郵送」か「PDFのメール送信」かを選べます。

会員登録・基金加入申請書

団体番号120507

入力必須です

地方連盟東京都

団体名山の会 労山

申込年月日2024/9/6

入力必須です

基金加入者一覧送付形式: 郵送

メール送信

3月

| 判定 | 氏名       | フリガナ      | Name (ローマ字)     | 血液型 | 分型  | 性別 | 生年月日      | 郵便番号     | 住所             | 住所2 | 電話・FAX番号     |              | 携帯 | メールアドレス       | 緊急連絡先    |               | 労山基金 |    | 寄付金額 |        |
|----|----------|-----------|-----------------|-----|-----|----|-----------|----------|----------------|-----|--------------|--------------|----|---------------|----------|---------------|------|----|------|--------|
|    |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     | 自宅           | FAX          |    |               | 氏名       | 職             | 加入月  | 口数 |      | 月数     |
| 1  | ○ 新小川 善子 | シンオガワ モトコ | Shingawa Motoko | B   | RH+ | 女性 | 2000/7/20 | 162-0814 | 東京都新宿区新小川町5-24 |     | 03-3260-6331 | 03-3235-6331 |    | ogawa@yama.jp | 新小川 山江 妹 | 030-3260-6331 | 7月   | 3口 | 9ヶ月  | 2,700円 |
| 2  |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 3  |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 4  |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 5  |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 6  |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 7  |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 8  |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 9  |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 10 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 11 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 12 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 13 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 14 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 15 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 16 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 17 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 18 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 19 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 20 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 21 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 22 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 23 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 24 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 25 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 26 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 27 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 28 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 29 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |
| 30 |          |           |                 |     |     |    |           |          |                |     |              |              |    |               |          |               |      |    |      |        |

黄色の欄はブルダウンより選  
択してください  
緑色の欄は自動計算されます

# 労山システム個人登録修正・訂正・**移籍**・**会員証再発行届**

都道府県連盟: \_\_\_\_\_ 申請日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

団体番号: \_\_\_\_\_ 会 名: \_\_\_\_\_

申請者会員番号: \_\_\_\_\_ 申請者氏名: \_\_\_\_\_

連 絡 先: TEL/ \_\_\_\_\_ 携帯/ \_\_\_\_\_

|                  |       |     |
|------------------|-------|-----|
| 訂 正 者<br>(移 籍 者) | 会員番号: | 氏名: |
|------------------|-------|-----|

※訂正項目を太字にするなどチェックしてください。

- |                      |            |                  |              |            |        |
|----------------------|------------|------------------|--------------|------------|--------|
| 1 氏 名                | 2 フリガナ     | 3 Name(ヘボン式ローマ字) | 4 血液型        | 5 分類型(+/-) | 6 性別   |
| 7 生年月日               | 8 郵便番号     | 9 住所1            | 10 住所2       | 11 自宅電話    | 12 FAX |
| 13 携帯電話              | 14 メールアドレス | 15 緊急連絡先の氏名      | 16 続柄        | 17 電話      |        |
| 18 団体を追加登録(複数の団体に所属) | 19 会員証再発行  | 20 会員登録後、退会して再入会 | 21 <b>移籍</b> |            |        |

→紛失・申請ミスの場合は再発行手数料500円を頂戴しております。

\* 移籍後も以前の会の名前が入った会員証をお使いいただけます。(名前の変更を希望される場合は、郵送で返却いただければ、無料で新しい会の名前が入った会員証と交換いたします)

訂正項目の番号と内容を書記に記入してください

| 番号 | 訂正前(誤) | 訂正後(正) |
|----|--------|--------|
|    |        |        |
|    |        |        |
|    |        |        |
|    |        |        |

(記入例)

|   |      |      |
|---|------|------|
| 4 | A    | AB   |
| 9 | 不二見市 | 富士見市 |

21 **移籍の手続き** (届出は移籍先の基金担当者が提出して下さい。)

【移籍前】の団体名と期限月を記入して下さい。

|    |      |     |     |   |
|----|------|-----|-----|---|
| 21 | 団体番号 | 団体名 | 期限月 | 月 |
|----|------|-----|-----|---|

\* 会を移籍する際に労山基金も移籍をする場合は以下に記入して下さい。

移籍日  
 月      日

寄付金は移籍先の会で精算します。【新しい移籍先】

|              |                                           |              |
|--------------|-------------------------------------------|--------------|
| 期限月: _____ 月 | 新有効期間: _____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月末 | 月数: _____ ヶ月 |
|--------------|-------------------------------------------|--------------|

※寄付金を会へ前納している場合は返納してもらってください。  
期限月は移籍先の会の月となり、月割計算となります。

新しい寄付金: \_\_\_\_\_ 円

## 労山システム会員登録 退会届

申請日 \_\_\_\_\_

都道府県連盟: \_\_\_\_\_

会 名: \_\_\_\_\_

申請者名: \_\_\_\_\_

連絡先: TEL/ \_\_\_\_\_ 携帯/ \_\_\_\_\_

★退会者の会員証は、日本勤労者山岳連盟(〒162-0814 東京都新宿区新小川町5-24)に返却お願いします。  
他の郵便物に同封で構いません。返却がないと、退会者が後日、別の会に入った場合などに会員証の発行が再発行扱い(手数料500円)になることがあります。

### 会員登録退会者一覧

|    | 会員番号 | 氏名 | 退会日 |
|----|------|----|-----|
| 1  |      |    |     |
| 2  |      |    |     |
| 3  |      |    |     |
| 4  |      |    |     |
| 5  |      |    |     |
| 6  |      |    |     |
| 7  |      |    |     |
| 8  |      |    |     |
| 9  |      |    |     |
| 10 |      |    |     |
| 11 |      |    |     |
| 12 |      |    |     |
| 13 |      |    |     |
| 14 |      |    |     |
| 15 |      |    |     |

※退会届の受理と同時に基金が無効になります。退会日を過ぎてから申請をお願いいたします。

## ■ 労山基金担当者の実務

### 1. 基金の有効期間と期限月

労山基金の有効期間とは、基金が適用される期間をいい、その間に発生した事故が交付対象になります。その期間の最後の月を「期限月」と呼び、期限月には登録を更新します。期限月と更新申し込みが何月になるかは、地方連盟および会・クラブ毎に統一されています。※例えば期限月が3月の場合、更新すると次の有効期間は4月1日～翌年3月31日となります。

以降 FAXでの提出の場合は、必ず電話で事務局への着信を確認してください

### 2. 新規加入の申請 ①と②のいずれか

#### ① 新入会員が基金の加入を希望する場合

全国連盟へ「会員」と「労山基金」の新規登録を同時に行う…専用のエクセルファイルを労山ホームページからダウンロードして入力し、メールで全国連盟(jwaf@jwaf.jp)へ送ってください。(※郵送・FAX・WEBフォームは不可)

#### ② 既会員が基金の加入を希望する場合

「労山基金」の新規登録のみ行う＝労山ホームページ等から「労山基金新規加入申込書」を取得して記入し、基金運営委員会（全国連盟内）へ送ってください。(※メール・郵送・FAXのいずれも可。WEBフォームからも申請できます)

基金運営委員会が受理（受付時間は平日の10：00～18：00）  
受理日よりその会・クラブの期限月末日までが有効期間になります

※受付時間外は翌受付日で受理します。例えば、土・日曜日に届いた申し込みは翌受付日（月曜日など）が受理日となります。

※新規登録の場合、受理日～期限月について1口1カ月あたり100円の月割計算となります（後払い制）。

基金運営委員会から、受理をした「新規登録申込書のコピー」と「基金参加申込一覧」を各会担当者あてに送付します。内容を必ず確認してください。

### 3. 増し口の申請

有効期間の途中で、加入口数を増やすことができます。

ただし、期限月までの残り期間の長短にかかわらず、有効期間終了後に納入する寄付金は年間を通じて変更後の口数で計算し（1口あたり 1,000 円）、月割計算はしません。

増し口受理日より期限月まで有効となりますが、増し口受理日以前に発生した事故は、旧口数に基づいて交付されます。

「増し口申込書」（労山ホームページ等から取得）に記入して基金運営委員会（全国連盟内）に送付（※メール、FAX、郵送のいずれも可）するか、WEB フォームにて申請してください。

### 4. 所属会移籍の申請

基金は、労山のどこの会に所属が移っても継続できます。移籍しても有効期間・加入年数は継続されます。会員が移籍したら、移籍先の会・クラブが申請を行ってください。

移籍先の会・クラブは、「会員登録修正・訂正・移籍届」（労山ホームページ等から取得）に記入して全国連盟へお送りください。（※メール、FAX、郵送のいずれも可）

※「移籍届」でなく「新規登録」用紙を使うと、新規扱いとなり救助・捜索費の交付限度が引き上げられていく「継続」特典がリセットされますのでご注意ください。

※移籍先の会の期限月が旧所属と異なる場合は、旧所属の期限月の翌月から、新所属の期限月までの差額を、1 か月 1 口あたり 100 円で月割計算し、加算または差し引いて寄付金額を算出します。

※移籍元の会が寄付金を預かっている場合は、本人へ返金し、移籍先の会から納付してください

## 5. 基金の継続手続き

基金の継続は年1回、期限月に基金運営委員会からの通知を受けて申請します。  
※寄付金は有効期間終了後に精算します（後払い制）。

たとえば「3月」が期限月の場合

2月18日ころ（期限月1ヶ月前までに）「有効期限通知・継続申し込み一覧」を基金運営委員会から各会担当者へ郵送します。エクセルの継続申込書式を希望する場合はメールで伝えてください。（[kikin@jwaf.jp](mailto:kikin@jwaf.jp) 宛）



3月31日（期限月末日）までに  
「有効期限通知・継続申し込み一覧」に申込口数、金額を記入し  
基金運営委員会に3月31日までに受理されるよう送付してください。  
（※メール、FAX、郵送のいずれも可）

### ＜継続扱いの猶予期間＞

期限月末日までに継続手続きが行われないと、翌日（4月1日）から基金は無効になります。ただし、1カ月以内（4月30日まで）に手続きをすれば、継続特典が適用されます。

**※注意：**上記の扱いは救助搜索費にかかわって、最高限度倍率が加算される扱いについてだけの「継続扱い」です。期限月翌日（4月1日）から継続手続きをした日までの期間は、基金が無効となり、この間に事故が起きても労山基金は交付されません。

## 6. 寄付金の精算

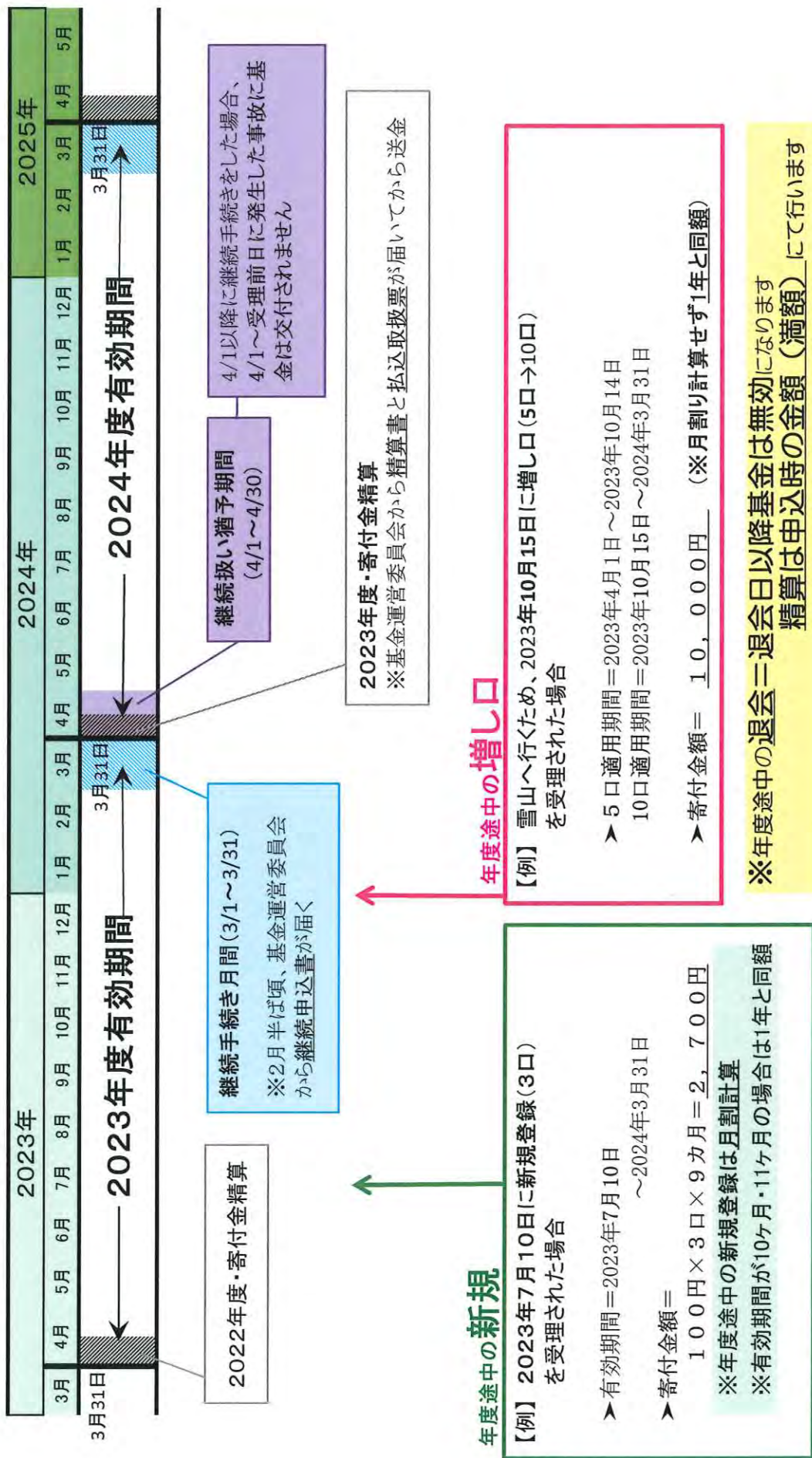
基金の有効期間終了後に、各会・クラブから寄付金を納入してください（後払い制）。

基金の有効期間終了後に、基金運営委員会から各会担当者に精算書（明細）と郵便局の払込取扱票を発送します。内容を確認して指定日までに送金ください。

※有効期間の途中で退会したとしても、月割計算はおこないません。申し込みされた1年分の額で精算します。（有効期間終了後）

# 年間の手続き 説明図

期限月が3月の場合



# 労山基金 新規加入 申込書

受領印

申込年月日： 2021年3月20日

地方連盟： 東京

団体名： 山の会 労山

団体番号： 120507

基金担当者名： 新小川 基子

担当者会員番号： 0147823

担当者電話： 030-3235-4324

担当者E-mail: ogawa@yama.jp

 基金担当者への加入者一覧送付について ☐ 郵送を希望 ☒ PDFのメール送信を希望

※基金の登録とは別に、労山会員登録を必ず行ってください。

|    | 氏名    | フリガナ        | 会員番号    | 加入月 | 期限月 | 口数 | 月数   | 寄付金額    |
|----|-------|-------------|---------|-----|-----|----|------|---------|
| 例  | 花野 麗子 | ハナノ レイコ     | 0148526 | 4月  | 3月  | 5口 | 12ヶ月 | 5,000円  |
| 1  | 雲野晴男  | クモノ ハルオ     | 申請中     | 4   | 3   | 10 | 12   | 10,000  |
| 2  | 山中 歩  | ヤマナカ アユム    | 申請中     | 4   | 3   | 3  | 12   | 3,000   |
| 3  |       |             |         |     |     |    |      |         |
| 4  |       | ※会員登録中であれば  |         |     |     |    |      |         |
| 5  |       | 番号の記入は不要です。 |         |     |     |    |      |         |
| 6  |       |             |         |     |     |    |      |         |
| 7  |       |             |         |     |     |    |      |         |
| 8  |       |             |         |     |     |    |      |         |
| 9  |       |             |         |     |     |    |      |         |
| 10 |       |             |         |     |     |    |      |         |
| 合計 |       |             |         |     |     |    |      | 13,000円 |

会員番号について：会員登録申請中の場合は、「申請中」とご記入ください。

## 注意事項

- 期限月とは会ごとに定められたものです。
- 月数は登録月から期限月までの期間です。(例：3月に登録し期限月が6月の場合は4ヵ月)
- 寄付金の計算12ヵ月の場合は通常通り 口数×1000円、有効期間中における途中登録の場合は月割り計算となり 口数×100円×月数(上限1000円)になります。

< 見本 >

手書きの場合の記入例です。エクセルのファイルなので、直接入力もできます。

## 労山基金 増し口 申込書

申込年月日：2020年9月10日

地方連盟：東京都 勤労者山岳連盟

団体名：山の会 労山

団体番号：120507

基金担当者名：新小川 基子

担当者会員番号：0147823

担当者電話：030-3234-0325

担当者メール：ogawa@yama.jp

担当者への加入者一覧送付について ☐ 郵送を希望 ☒ PDFのメール送信を希望



|    | 会員番号    | 氏名    | フリガナ     | 現在の口数 | 増し口数 | 増し口後の口数 | 増し口分の寄付金額<br>増し口数×1000 |
|----|---------|-------|----------|-------|------|---------|------------------------|
| 例  | 0125871 | 新小川 岳 | シンオガワ ガク | 1口    | 5口   | 6口      | 5,000円                 |
| 1  | 0155580 | 山仁 登  | ヤマニ ノボル  | 5口    | 5口   | 10口     | 5,000円                 |
| 2  |         |       |          |       |      |         |                        |
| 3  |         |       |          |       |      |         |                        |
| 4  |         |       |          |       |      |         |                        |
| 5  |         |       |          |       |      |         |                        |
| 6  |         |       |          |       |      |         |                        |
| 7  |         |       |          |       |      |         |                        |
| 8  |         |       |          |       |      |         |                        |
| 9  |         |       |          |       |      |         |                        |
| 10 |         |       |          |       |      |         |                        |
|    |         |       |          |       |      | 合計      | 5,000円                 |

受領日から増し口数が適用されます。  
受領日前の事故は、増し口前の口数が適用されます。

9月12日事務局受領の場合、山仁登さんは  
9月11日まで 5口適用

### 注意事項

- 増し口とは年度の途中で口数を増やすことです。
- 増し口分の寄付金額は月割計算にはなりません。

# 労山基金継続申込書

東京都(120507)

期限月 03 月

山の会労山

有効期間

基金担当者: 新小川 基子

2022年04月01日～2023年03月31日

| 加入<br>状況 | 会員番号    | 加入年月      | 加入者氏名  | 現在<br>口数 | 継続口数         |
|----------|---------|-----------|--------|----------|--------------|
| 団体       |         | 2012年 04月 | 山の会労山  | 5 口      | 5 口 10000 円  |
| 継続       | 0123456 | 1999年04月  | 新小川 基子 | 10 口     | 10 口 10000 円 |
| 継続       | 0125871 | 2010年04月  | 新小川 岳  | 6 口      | 5 口 5000 円   |
| 継続       | 0155580 | 2010年05月  | 山仁 登   | 10 口     | 10 口 10000 円 |
| 継続       | 0168542 | 2010年08月  | 澤田 泉   | 10 口     | 10 口 10000 円 |
| 新規       | 0148526 | 2012年04月  | 花野 麗子  | 10 口     | 10 口 10000 円 |
| 新規       | 0147823 | 2012年04月  | 雲野 晴男  | 5 口      | 5 口 5000 円   |
| 新規       | 0194725 | 2009年04月  | 山中 歩   | 3 口      | 1 口 1,000 円  |
| 新規       | 0234568 | 2019年11月  | 道島 源   | 5 口      | 5 口 5000 円   |

団体 5 口 10000 円  
 継続の合計 8 人 56 口 56,000 円

申込日 2022年 3 月 25 日

担当者メールアドレス: tva0bsh00s82jbdwfb0c@docomo.ne.jp

基金担当者への加入者一覧送付について ☐ 郵送を希望 ☒ PDFのメール送信を希望

※メール・FAX・郵送のいずれかでご提出ください。

※エクセルの継続申込書を希望される場合は、メール (kikin@jwaf.jp 宛) でお伝えください。返信メールに添付してお送りします。

# 労山基金 追加の 継続 申込書

受領印

申込年月日：

地方連盟： 勤労者山岳連盟

団体名：

団体番号：

期限月：

基金担当者名：

日中連絡先：

 担当者への加入者一覧送付について ☐ 郵送を希望 ☐ PDFのメール送信を希望

★所定の継続申込書を基金事務局に送付後、追加で継続手続きが必要になった場合にこの用紙を使用して下さい。

|    | 会員番号 | 氏名 | フリガナ | 前年度の口数 | 継続口数 | 寄付金額 |
|----|------|----|------|--------|------|------|
| 1  |      |    |      |        |      |      |
| 2  |      |    |      |        |      |      |
| 3  |      |    |      |        |      |      |
| 4  |      |    |      |        |      |      |
| 5  |      |    |      |        |      |      |
| 6  |      |    |      |        |      |      |
| 7  |      |    |      |        |      |      |
| 8  |      |    |      |        |      |      |
| 9  |      |    |      |        |      |      |
| 10 |      |    |      |        |      |      |
|    |      |    |      |        | 合計   |      |

## 注意事項

- 期限月とは会ごとに定められたものです。
- 会員番号欄には労山システムに登録された番号を書いてください。  
前年度の口数欄はおわかりにならない場合は記入不要です。

東京都 120507 山の会 労山

期限月 3 月

## 労山山岳事故対策基金参加申込一覧

有効期限

&lt;継続・新規・移籍・団体&gt;

2018/04～2019/03

明細

| 会員<br>番号 | 加入者氏名  | 状況 | 受付日      | 合計<br>口数 | 継続<br>金額 | 新規<br>金額 | 増口<br>金額 | 移籍<br>金額 | 合計<br>金額 | 入金済<br>金額 | 精算<br>金額 |
|----------|--------|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|----------|
|          | 山の会 労山 | 団体 | 18/03/20 | 5        | 10,000   | 0        | 0        | 0        | 10,000   | 0         | 10,000   |
| 0123456  | 新小川 基子 | 継続 | 18/03/20 | 10       | 10,000   | 0        | 0        | 0        | 10,000   | 0         | 10,000   |
| 0125871  | 新小川 岳  | 継続 | 18/03/20 | 1        | 1,000    | 0        | 0        | 0        | 1,000    | 0         | 1,000    |
| 0155580  | 山仁 登   | 継続 | 18/03/20 | 5        | 5,000    | 0        | 0        | 0        | 10,000   | 0         | 5,000    |
| 0168542  | 澤田 泉   | 継続 | 18/03/20 | 10       | 10,000   | 0        | 0        | 0        | 10,000   | 0         | 10,000   |
| 0148526  | 花野 麗子  | 新規 | 18/03/20 | 5        | 0        | 5,000    | 0        | 0        | 10,000   | 0         | 5,000    |
| 0147823  | 雲野 晴男  | 新規 | 18/03/20 | 10       | 0        | 10,000   | 0        | 0        | 10,000   | 0         | 10,000   |
| 0194725  | 山中 歩   | 新規 | 18/03/20 | 3        | 0        | 3,000    | 0        | 0        | 10,000   | 0         | 3,000    |

|       |      |        |        |      |      |        |      |        |
|-------|------|--------|--------|------|------|--------|------|--------|
| 件(人数) | 口数合計 | 継続合計   | 新規合計   | 増口合計 | 移籍合計 | 合計金額   | 入金合計 | 精算合計   |
| 8     | 54   | 36,000 | 18,000 | 0    | 0    | 54,000 | 0    | 54,000 |
|       |      |        |        |      |      |        |      | 団体総計   |
|       |      |        |        |      |      |        |      | 54,000 |

東京都  
120507山の会 労山  
担当者名 新小川 基子 殿

期限月 3 月

精算期間  
2018/04 ~ 2019/03

## 労山山岳事故対策基金精算書

精算金額 ￥64,000

|        |    |        |                                                                                                                                                                |
|--------|----|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内<br>訳 | 継続 | 25,000 | 〒162-0814 東京都新宿区小川町5番24号<br>日本勤労者山岳連盟<br>Tel 03-3260-6331(代) Fax 03-3235-4324<br>フリーダイヤル 0120-44-2742(月~金)10:00~18<br>http://www.jwaf.jp/ E-mail:kikin@jwaf.jp |
|        | 新規 | 18,000 |                                                                                                                                                                |
|        | 増口 | 5,000  |                                                                                                                                                                |
|        | 移籍 | 0      |                                                                                                                                                                |
|        | 団体 | 10,000 |                                                                                                                                                                |

明細

| 会員番号    | 加入者氏名  | 状況 | 受付日      | 継続金額   | 新規金額   | 増口金額  | 移籍金額 | 合計金額   | 入金済<br>金額 | 精算金額   |
|---------|--------|----|----------|--------|--------|-------|------|--------|-----------|--------|
|         | 山の会 労山 | 団体 | 18/03/20 | 10,000 | 0      | 0     | 0    | 10,000 | 0         | 10,000 |
| 0123456 | 新小川 基子 | 継続 | 18/03/20 | 10,000 | 0      | 0     | 0    | 10,000 | 0         | 10,000 |
| 0125871 | 新小川 岳  | 継続 | 18/12/14 | 1,000  | 0      | 5,000 | 0    | 6,000  | 0         | 6,000  |
| 0155580 | 山仁 登   | 継続 | 18/03/20 | 10,000 | 0      | 0     | 0    | 10,000 | 0         | 10,000 |
| 0168542 | 澤田 泉   | 継続 | 18/03/20 | 10,000 | 0      | 0     | 0    | 10,000 | 0         | 10,000 |
| 0148526 | 花野 麗子  | 新規 | 18/03/20 | 0      | 5,000  | 0     | 0    | 5,000  | 0         | 5,000  |
| 0147823 | 雲野 晴男  | 新規 | 18/03/20 | 0      | 10,000 | 0     | 0    | 10,000 | 0         | 10,000 |
| 0194725 | 山中 歩   | 新規 | 18/03/20 | 0      | 3,000  | 0     | 0    | 3,000  | 0         | 3,000  |

合計 8 人

※ 有効期間終了後に郵便局の払込取扱票とともにお送りします

## ■ 交付申請について

### 万一事故が起きたら

**30 日以内に事故一報と山行計画書**を提出（メール・WEB フォーム・FAX・郵送にて）

※FAX・郵送は電話で到着の確認をお願いします！

※メールと WEB フォームは受理完了の返信をご確認ください。

※山行計画書の**コピー**を提出してください。

（必ず会・クラブの提出日と受理日の記載があるもの）

基金事務局にて受理後、**交付申請書**を発行し指定の送付先へ送りします

事故者は申請書に記入し添付書類を整えます

### 交付申請の期限は**事故から 1 年以内**

※全ての治療が終了した後に申請してください。ただし交付の申請期限は事故日から 1 年ですので、長引く場合は事前にご連絡ください。期限を過ぎると交付資格を失います。

- 交付申請には「会の代表者署名」、「地方連盟代表者の署名」が必要です。
- メールで提出する場合は PDF 等の電子データを添付してください。

### ■ 入院・通院費用

- 登録口数に応じて、入通院した日数分交付されます。

診療代等の支払った金額ではありません。

- 証明は下記いずれか 1 つの方法で行ってください

- ① 「入院通院証明書」を医療機関で記入してもらう。
- ② 「入院通院証明書」を事故者自身が記入し、入通院を証明する書類を添付する（日付、医療機関名のある領収書。**コピー可**）
- ③ 「入院通院証明書」を事故者自身が記入し、保険会社仕様の入通院を証明する書類（**コピー可**）を添付する。

### ■ 救助・搜索費用

- 実費にて限度額まで交付（口数・継続年数により上限あり）
- 全ての領収書が必要となります（**コピー可**）
- 費用明細書・出勤者名簿・救助活動報告書をご提出ください（特定の書式はありません）

入院、通院一日あたりの交付額

| 登録口数 | 入院<br>(日額) | 通院<br>(日額) |
|------|------------|------------|
| 1 口  | 800 円      | 400 円      |
| 2 口  | 1,600 円    | 800 円      |
| 3 口  | 2,400 円    | 1,200 円    |
| 4 口  | 3,200 円    | 1,600 円    |
| 5 口  | 4,000 円    | 2,000 円    |
| 6 口  | 4,800 円    | 2,400 円    |
| 7 口  | 5,600 円    | 2,800 円    |
| 8 口  | 6,400 円    | 3,200 円    |
| 9 口  | 7,200 円    | 3,600 円    |
| 10 口 | 8,000 円    | 4,000 円    |

## 交付申請

① 所属会の代表者の<sup>印</sup>はありますか？

地方連盟代表の<sup>印</sup>はありますか？

② 団体交付申請のいずれかに○印がありますか？

③ 交付の特典申請のいずれかに○印がありますか？

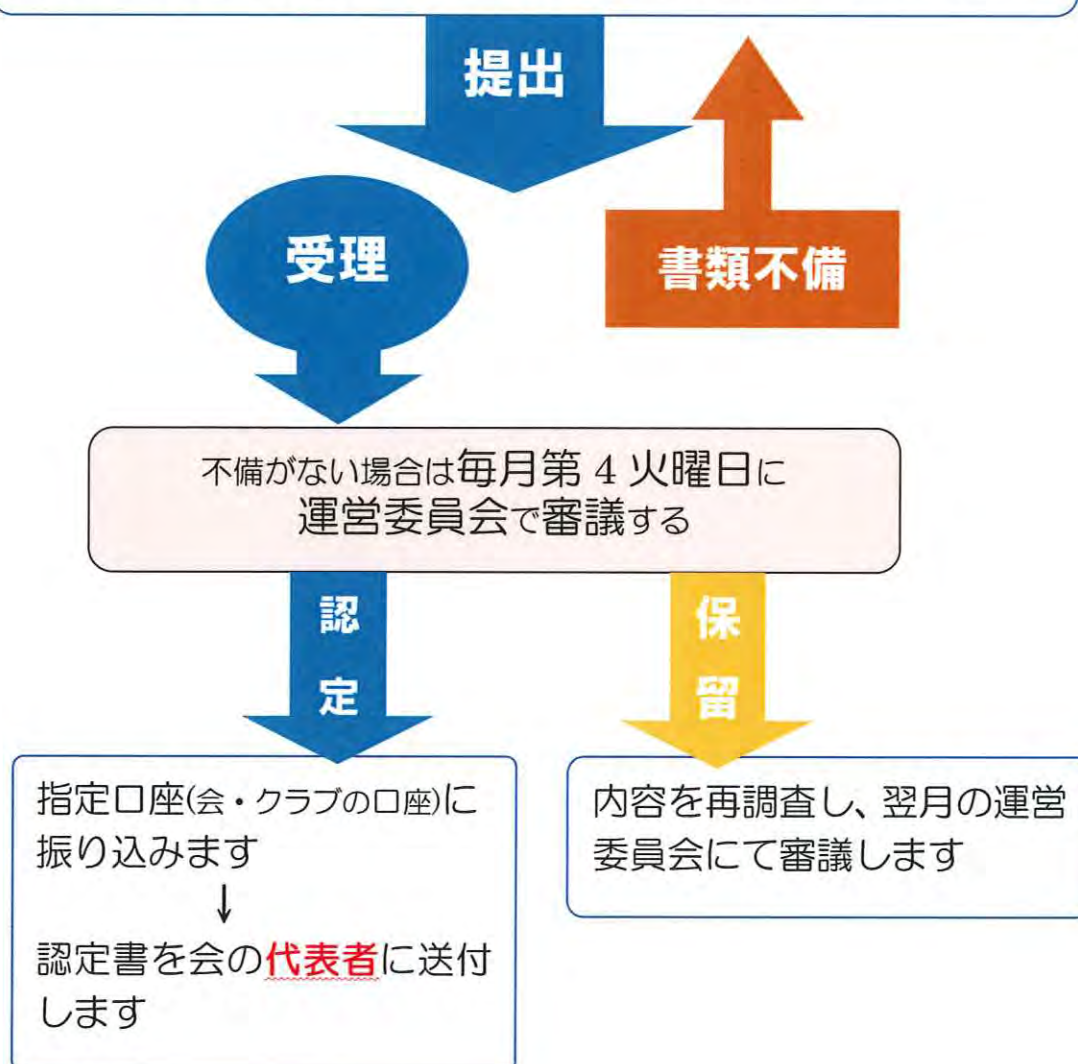
④ 送金先は記入されていますか？

## 添付書類

⑤ 山行計画書は所属会に受理・承認されたもののコピーですか？

⑥ 入通院を証明する書類は原本ですか？

⑦ 救助搜索費用は領収書、明細一覧表、救助活動報告書がありますか？



# 事故日から30日以内に提出

<見本>

手書きの場合の記入例です。エクセルのファイルなので、直接入力もできます。

労山基金運営委員会 宛

提出日 2022年6月20日

## 事故一報

|     |     |        |      |         |      |            |
|-----|-----|--------|------|---------|------|------------|
| 提出者 | 氏名  | 新小川 基子 | 会員番号 | 0123456 | 地方連盟 | 東京 勤労者山岳連盟 |
|     | 団体名 | 山の会 労山 | 団体番号 | 120507  |      |            |

|     |    |      |      |         |    |    |    |   |
|-----|----|------|------|---------|----|----|----|---|
| 事故者 | 氏名 | 澤田 泉 | 会員番号 | 0168542 | 年齢 | 43 | 性別 | 女 |
|-----|----|------|------|---------|----|----|----|---|

|        |     |            |    |          |                           |                                      |
|--------|-----|------------|----|----------|---------------------------|--------------------------------------|
| 事故発生日時 | 年月日 | 2022年6月18日 | 時刻 | 13時30分ごろ | <input type="radio"/> 有雪期 | <input checked="" type="radio"/> 無雪期 |
|--------|-----|------------|----|----------|---------------------------|--------------------------------------|

|        |    |      |      |            |
|--------|----|------|------|------------|
| 事故発生場所 | 山域 | 奥多摩  | 都道府県 | 東京都        |
|        | 山名 | 雲取山  | (標高  | 2017 メートル) |
|        | 場所 | 山頂付近 |      |            |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |  |  |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 山行の形態 | 手書きの場合は下記いずれかに○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |  |  |
|       | <input checked="" type="radio"/> 無雪期登山 <input type="radio"/> 積雪期登山 <input type="radio"/> 登攀 <input type="radio"/> 冬季登攀 <input type="radio"/> 沢登り <input type="radio"/> 氷瀑 <input type="radio"/> 人工壁 <input type="radio"/> 山スキー<br><input type="radio"/> クロスカントリースキー <input type="radio"/> スノーボード <input type="radio"/> 海外トレッキング <input type="radio"/> 海外登山 <input type="radio"/> 訓練 |  |  |  |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |  |  |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 事故の原因 | 手書きの場合は下記いずれかに○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |  |  |
|       | <input type="radio"/> 転・滑落 <input checked="" type="radio"/> 転倒 <input type="radio"/> 落石(落水) <input type="radio"/> 道迷い <input type="radio"/> 病気 <input type="radio"/> 凍傷 <input type="radio"/> 高度障害 <input type="radio"/> 火傷 <input type="radio"/> 落雷 <input type="radio"/> 雪崩 <input type="radio"/> 虫・動植物 <input type="radio"/> 荒天<br>その他 |  |  |  |

|         |    |       |                                                              |        |                                                              |
|---------|----|-------|--------------------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------|
| パーティー人数 | 5人 | 救助捜索費 | <input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし | ココヘリ加入 | <input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし |
|---------|----|-------|--------------------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------|

|       |                                          |
|-------|------------------------------------------|
| 事故の状況 | 下山開始後、30分歩いたところで木の根につまずき転倒。その際に手をつき骨折した。 |
|-------|------------------------------------------|

|     |         |
|-----|---------|
| 傷病名 | 右手遠位端骨折 |
|-----|---------|

|         |                                                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 交付申請の予定 | <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない <input type="radio"/> 未定 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|

|       |      |                                                                                                                                 |          |      |                |               |              |
|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|----------------|---------------|--------------|
| 交付申請書 | 受取人  | <input checked="" type="radio"/> 基金担当者 <input type="radio"/> パーティーリーダー <input type="radio"/> 会・クラブ代表者 <input type="radio"/> その他 |          |      |                |               |              |
|       | 送付形式 | <input checked="" type="radio"/> 書面の郵送 <input type="radio"/> PDFファイルのメール送信                                                      |          |      |                |               |              |
|       | 送付先  | 氏名                                                                                                                              | 新小川 基子   | 会員番号 | 0123456        | 電話番号          | 03-3260-6331 |
|       |      | 郵便番号                                                                                                                            | 162-0084 | 住所   | 東京都新宿区新小川町5-24 |               |              |
|       |      | メールアドレス(メール送付の場合は必須)                                                                                                            |          |      |                | ogawa@yama.jp |              |

★交付申請は、事故一報が**事故発生日から30日以内**に運営委員会に届いていなければなりません。時効で交付資格を失わない為に、いま症状が現れていなくても、また交付の申請をするか判明しない時でも、事故発生の報告をしましょう。FAX 03-3235-4324 メール kikin@jwaf.jp

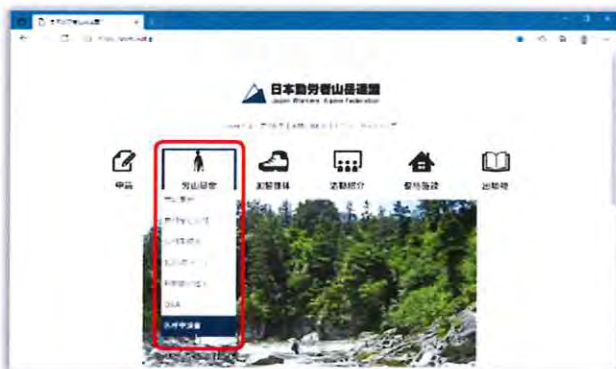
★事故一報と共に、会に提出し受理された山行計画書のコピーを添付して下さい。

〒162-0814 東京都新宿区新小川町5-24 労山基金運営委員会 リーダー 0120-44-2742(平日10時～18時)

# 事故一報メールフォーム

事故一報がウェブ上で送信できるようになりました。一報の内容をご自身のメールアドレスへ送信し、地方連盟へ転送できます。

## 労山ウェブサイトからのアクセス



メインメニューの「労山基金」から、「各種申請書」ページに進みます。



「事故一報送信フォーム」に進みます。

URL とその 2 次元コード

<https://ws.formzu.net/dist/S93373634/>



日本勤労者山岳連盟【事故一報】

■提出者  
地方連盟

団体名 **必須**

団体番号 6桁

提出者氏名 **必須**

会員番号 7桁

提出者メールアドレス **必須**

確認用

間違いないよう2回入力をお願いします。  
このアドレスへ送信内容のコピーも送ります。

電話番号

■事故の状況

事故者氏名 **必須**

会員番号 7桁

年齢

事故発生日時 **必須**

西暦 年 月 日 時

積雪

場所

山域

都道府県

山名

標高 m

場所

山行形態 **必須**

○無雪期登山 ○積雪期登山 ○登攀 ○冬季登山  
○沢登り ○氷瀑 ○人口壁 ○山スキー  
○知多山行・スキー・スノーボード ○海外登山 ○海外登山  
○訓練

事故の原因 **必須**

○転・滑走 ○転倒 ○落石(落氷) ○迷走 ○病気  
○凍傷 ○高度障害 ○火傷 ○落雷 ○雪崩  
○虫・動植物 ○荒天 ○その他

その他( )

パーティー人数

人

救助捜索費 **必須**

○あり ○なし

事故の状況 **必須**

例) 下山開始後、30分歩いた所で木の根につまづき転倒。その際に手をつき骨折した。

傷病名

山行計画書

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

10Mバイトまで [複数ファイルを添付するには](#)

交付の申請 **必須**

○する ○未定 ○しない

自由記入欄

内容確認画面へ

労山山岳事故対策基金〔第二種〕

## 交付申請書

申請No. 18123

地区連盟 東京都

団体名称 山の会 労山

受の  
付表を

代表者名

印

代表者住所

〒

フリガナ サワダ イズミ

- ① 遭難者名 澤田 泉 生年月日 1975/03/03 43 歳 女性  
住 所 〒000-0000 東京都新宿区〇町3-3-3

TEL.

- ② 事故発生日時 2018/06/16 13時30分頃  
山域名: 奥多摩・高尾・陣馬 都道府県: 東京都  
山名: 雲取山 フリガナ: クモリヤマ 標高: 2017 m  
場所: 山頂付近 直前行動: 山行行動中  
山行形態: 無雪期登山 原因: 転倒  
事故の状況: 下山開始後、30分歩いたところで木の根につまずき転倒。その際に手をつき骨折した。

傷病名: 右手遠位端骨折

- ③ 団体申込口数 5 口 10,000 円 団体番号 120507  
団体交付として申請(いずれかに○印) します / しません
- ④ 基金申込口数 10 口 10,000 円 会員番号 0168524 基金加入年月 2010 年 08 月
- ⑤ 交付の特典を申請(いずれかに○印) します / しません ← 5条件該当の資料も提出して下さい(申請の場合)
- ⑥ 添付書類 山行計画書の写し / 救助費用一覧表・領収書 / 入院・通院日数を証明する書類 /  
新聞等に報道された場合はその写し / 事故確認書(人工壁のみ)

以上の書類を添えて申請します。

## ⑦ 送金先

◎銀行など金融機関

金融機関 銀行 支店

口座番号

フリガナ

口座名義人

◎郵便振替・郵便貯金

記号(郵便貯金のみ)

口座番号

フリガナ

加入者名

山行計画書全国連盟受理日 2018/06/30

本件事故に関する問い合わせ先

氏名 澤田 泉

自宅電話

携帯等 090-3260-6331

## 〔地方連盟事故確認書〕

上記の通り遭難事故が発生したことを確認いたしました。

年 月 日

東京都 勤労者山岳連盟

代表者

印

地方連盟にサインをせよ、ここです

## 入院通院証明書

日本勤労者山岳連盟 新特別基金制度運営委員会

(請求用)

|                                                    |    |                 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |                       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----------------------------------------------------|----|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|-----------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 傷病者                                                | 住所 | 東京都新宿区新小川町 5-24 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |                       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|                                                    | 氏名 | 澤田 泉            |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    | 生年月日 1975年 3月 3日 37 歳 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 傷病名及び受傷部位                                          |    |                 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |                       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 右手遠位端骨折                                            |    |                 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |                       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 受傷の原因                                              |    |                 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |                       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 下山途中転倒に                                            |    |                 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |                       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 入院治療                                               |    |                 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |                       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 自 2018 年 6 月 16 日 至 2018 年 6 月 23 日 ( 8 日間) 一回目    |    |                 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |                       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 自 年 月 日 至 年 月 日 ( 日間) 二回目                          |    |                 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |                       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 通院治療                                               |    |                 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |                       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 自 2018 年 6 月 30 日 至 2018 年 11 月 30 日 内治療実日数 ( 6 日) |    |                 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |                       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 年 月 日 治癒 治癒見込 転医 治療中止                              |    |                 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |                       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 実際に通院治療を受けた日に○印をつけて下さい。                            |    |                 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |                       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 6 月                                                | 1  | 2               | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16                    | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 7 月                                                | 1  | 2               | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16                    | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 8 月                                                | 1  | 2               | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16                    | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 9 月                                                | 1  | 2               | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16                    | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 10 月                                               | 1  | 2               | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16                    | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 11 月                                               | 1  | 2               | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16                    | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 12 月                                               | 1  | 2               | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16                    | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 月                                                  | 1  | 2               | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16                    | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 月                                                  | 1  | 2               | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16                    | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 月                                                  | 1  | 2               | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16                    | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

上記の通り診断いたしました。

2018 年 11 月 30 日

※ 添付書類については

マニエールP36の注意を

参照ください。

※ 医療機関のサインは

領収書添付にて証明する

場合は記入不要です。

病院名 労山 クリニック

所在地 新宿区矢来町 25

医師名 川嶋 高志

電話番号 03-XXXX-XXXX

# 人工壁の事故確認書 (見本)

提出日 (西暦)

|     |      |         |      |  |
|-----|------|---------|------|--|
| 事故者 | 地方連盟 | 勤労者山岳連盟 |      |  |
|     | 所属会  |         |      |  |
|     | 氏名   |         | 電話番号 |  |
|     | 住所   | 郵便番号    |      |  |

|           |  |            |  |
|-----------|--|------------|--|
| 事故発生日(西暦) |  | 時刻(24時間表記) |  |
|-----------|--|------------|--|

|        |      |      |  |  |
|--------|------|------|--|--|
| 事故発生施設 | 名称   |      |  |  |
|        | 所在地  | 郵便番号 |  |  |
|        |      |      |  |  |
|        | 電話番号 |      |  |  |

|       |  |  |  |  |
|-------|--|--|--|--|
| 事故の状況 |  |  |  |  |
|       |  |  |  |  |

上記の通り、事故が発生しましたことを確認します。

確認日 (西暦)

所属会代表者 \_\_\_\_\_ 印

施設管理者 \_\_\_\_\_ 印

↑人工壁管理者の署名をもらってください

労山基金運営委員会 受理日 \_\_\_\_\_



各種申請書・届出  
Application

会員登録

団体登録

労山基金

安全対策基金

海外登山届



## 山行活動部 / 海外委員会

### 海外登山、海外トレッキングの登山計画書の送付について

海外登山については全国連盟海外委員会宛てに事前に提出しないと基金の対象にはなりません。  
\*下欄の規定参照のこと

#### 【登山計画書の書式】

書式は所属の団体（会・クラブ）へ提出されたものをそのまま送ってくればOKです。  
商業登山・ツアートレッキングの場合は、登山計画書の他に参考資料としてパンフレット（写し）を添付願います。

#### 【海外高峰登山の専用書式】

ただし、海外高峰登山（注）は高峰登山専用の書式があります。

（注）高峰登山は標高6,000m以上を指しますが、トレッキングで峠などを通過する際の標高は該当しません。詳しくは海外委員会に問い合わせ下さい。

#### 【書式のダウンロード】

専用の書式は全国連盟ホームページからダウンロードできます。

「JWAFトップページ/活動紹介/各専門部会活動紹介/海外委員会  
→「高峰登山調査用紙」を利用して下さい。

#### ■PDF版用紙 [148KB]

<http://www.jwaf.jp/profile/activity/data/tozanhokoku/tozanhokokusyo.pdf>

#### ■EXCEL版用紙 [92KB]

<http://www.jwaf.jp/profile/activity/data/tozanhokoku/tozanhokokusyo.xls>

#### 【提出先】

メールの場合) E-mail [jwaf@jwaf.jp](mailto:jwaf@jwaf.jp)

ファックスの場合) F A X 03-3235-4324

郵送の場合) 〒162-0814

東京都新宿区新小川町5番24号

日本勤労者山岳連盟 海外委員会行

労山基金の加入証書の発行のは、メール又は  
FAXにて

① 和文証書か英文証書か

② PDF メール送信か、書面の郵送か

それぞれどちらをご希望かお伝えください。

\*\*\*\*\*

### 日本勤労者山岳連盟 労山基金 規定（抜粋）

#### 細則－2 〔山行規定〕

4. 海外登山（トレッキングを含む）中の事故に対して交付を必要とする場合、登山計画書を事前に全国連盟海外委員会へ提出しておかなければならない。トレッキングとは異なる5,000メートル以上の高所登山および、すべてのバリエーション登山等については、労山基金加入から1年以上経過した会員に対して交付対象とする。

労山基金 担当者変更届

提出日：20 年 月 日

都道府県連盟：\_\_\_\_\_

団体名：\_\_\_\_\_

団体番号：\_\_\_\_\_

申請者名：\_\_\_\_\_

会員番号(7桁)：\_\_\_\_\_

変 更 日

月 日

新担当者名：\_\_\_\_\_

会員番号(7桁)：\_\_\_\_\_

：\_\_\_\_\_

住所：\_\_\_\_\_

自宅電話：\_\_\_\_\_

携帯・会社：\_\_\_\_\_

E-Mail：\_\_\_\_\_

担当者マニュアルの送付（いずれかに○印） ⇒ 希望する / 希望しない

備考：\_\_\_\_\_

★旧担当者の方は新担当者へすべての引継ぎ書類を渡してください。

★担当者が変更になりましたら、すぐに提出をお願いいたします。

# 日本勤労者山岳連盟

## アクセスご案内

〒162-0814 東京都新宿区新小川町5-24

電話 03-3260-6331

FAX 03-3235-4324

フリーダイヤル



0120-44-2742

(10:00~18:00 月~金)



労山ホームページ  
申請書類のダウン  
ロードやフォー  
ムでの申請がで  
きます

E-mail : [jwaf@jwaf.jp](mailto:jwaf@jwaf.jp) HP : [www.jwaf.jp](http://www.jwaf.jp)

J R ・ 地下鉄『飯田橋』駅下車 徒歩10分  
駅から目白通りを江戸川橋方面へ歩いて大曲バス停前のコンビニ  
(ローソン)の角を左に曲がり約50m 歯科医院の角を左へ入る

